

平成25年第3回美幌町議会定例会会議録

平成25年 6月18日 開会

平成25年 6月19日 閉会

平成25年 6月18日 第1号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)

日程第 3 行政報告

日程第 4 一般質問

1 番 新 鞍 峯 雄 君

3 番 中 嶋 すみ江 君

9 番 坂 田 美栄子 君

6 番 松 浦 和 浩 君

○出席議員

1 番 新 鞍 峯 雄 君

2 番 大 江 道 男 君

3 番 中 嶋 すみ江 君

4 番 上 杉 晃 央 君

5 番 早 瀬 仁 志 君

6 番 松 浦 和 浩 君

8 番 岡 本 美代子 君

副議長 9 番 坂 田 美栄子 君

10 番 吉 住 博 幸 君

11 番 橋 本 博 之 君

13 番 大 原 昇 君

議長 14 番 古 舘 繁 夫 君

○欠席議員

12 番 宗 像 密 瑠 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明者

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君

教 育 委 員 会 長 沖 田 滋 君

農 業 委 員 会 長 鈴 木 幸 往 君

選 挙 管 理 委 員 会 長 松 本 光 伸 君

監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明者

副 町 長 染 谷 良 君

総 務 部 長 平 井 雄 二 君

民 生 部 長 藤 原 豪 二 君

経 済 部 長 広 島 学 君

建 設 水 道 部 長 磯 野 憲 二 君

病 院 事 務 長 大 村 英 則 君

会 計 管 理 者 植 木 恒 則 君

事 務 連 絡 室 長 糸 屋 定 春 君

総 務 主 幹 田 村 圭 一 君

電 算 主 幹 河 端 勲 君

ま ち づ くり 主 幹 小 西 守 君

財 務 主 幹 矢 菽 浩 君

契 約 財 産 主 幹 村 田 純 一 君

税 務 主 幹 田 中 三 智 雄 君

環 境 生 活 主 幹 石 坂 聡 君

児 童 支 援 主 幹 武 田 孝 司 君

福 祉 主 幹 谷 川 明 弘 君

健 康 推 進 主 幹 佐 藤 和 恵 君

農 政 主 幹 但 馬 憲 司 君

公 社 主 幹 門 別 孝 志 君

耕 地 林 務 主 幹 伊 成 博 次 君

商 工 観 光 主 幹 小 室 秀 隆 君

建 設 主 幹 高 橋 利 明 君

建 築 主 幹 露 口 哲 也 君

水 道 主 幹 澤 嶋 雅 俊 君

病 院 総 務 主 幹 橋 本 美 典 君

事 務 連 絡 室 次 長 中 村 俊 文 君

教 育 長 平 野 浩 司 君

教 育 部 長 高 木 恵 一 君

学 校 教 育 主 幹 小 室 保 男 君

学校給食主幹 石 田 勇 一 君
スポーツ振興主幹 佐 藤 修 君
選管事務局長 石 澤 憲 君
監査委員室長

社会教育主幹 荒 井 紀光子 君
農委事務局長 岩 田 憲 次 君

○議会事務局出席者

事務局長 馬 場 博 美 君
議事係長 水 上 修 一 君

次 長 那 須 清 二 君
庶 務 係 猪 本 郁 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番中嶋すみ江さん、4番上杉晃央さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る6月12日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕平成25年第3回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る6月12日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、人事案件1件、議案11件、意見書案1件、報告事項3件外であります。

なお、意見書案の内容は、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書についてであります。

平成20年の制度改正により、本町の不採算地区病院に対する特別交付税は平成21年度から平成25年度までの5年間の経過措置として、毎年6,732万円が交付されております。この措置が、26年度から打ち切られた場合、今後の影響は余りにも大きく、病院経営を困難にさせ、地域医療の崩壊にもつながることが想定されることから、今回は本

町と同様の状況下にある上富良野町、新ひだか町と連携して、国等の関係機関に主に特別交付税の見直しに関する意見書を提出するものであります。

本日18日、第1日目は、まず町長から行政報告があります。その後、一般質問に入りますが、通告順に新鞍峯雄さん、中嶋すみ江さん、坂田美栄子さん、松浦和浩さんの4名を予定しています。

第2日目、19日は前日に引き続き一般質問を行うこととし、岡本美代子さん、吉住、大江道男さんの3名を予定しています。

その後、議案審議へと入り、諮問第2号人権擁護委員候補の推薦についてから、議案第78号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてまでを審議します。

第3日目、20日は議案第79号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第2号）から議案第81号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）まで、議案審議を行います。

意見書案第5号不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書についてを審議し、報告第5号平成24年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてから、報告第7号例月出納検査報告について、2月から4月分ではありますが、までの報告を受けるといたします。

次に、意見書提出を求める要請、要望を受理していますので、その取り扱いについて報告いたします。

兵庫県伊丹市在住の井田敏美氏からの、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情、岐阜県関市在住の西村麗子氏からの、母が中国に不法に逮捕されている件に関する要望については、それぞれ資料配付の措置といたしました。

以上のとおり、審議を進めることとし、会期を本日6月18日から6月20日までの3日間といたします。

なお、審議の進行状況によっては日程を繰り上げるなど変更する場合がありますので、

議員及び行政職員各位におかれましては、理解と協力をお願いいたします。

慎重なる審議を皆様をお願いして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長からの報告があったとおり、本定例会の会期を本日から6月20日までの3日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

去る6月5日、札幌市で開催されました北海道町村議会議長会第64回定期総会において、本町議会広報がコンクールで特選を受賞いたしましたので、ここに報告いたします。

特選の受賞は、昭和56年、昭和61年、平成元年、平成13年、平成16年、平成19年に引き続き七度目の受賞となります。

この賞状及び盾は、この後、議長室に飾ることといたします。

その他の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、宗像議員、病気治療のため、本日以降3日間欠席の旨、松本選挙管理委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、それぞれ届け出

がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成25年第3回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄付についてであります。

去る5月15日に町内東3条南2丁目1番地の18にお住まいの中川重蔵様から、町のために役立てていただきたいと100万円の御寄付をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいります。

第2に、職員の人事異動の発令についてであります。

去る4月1日付をもって人事異動を発令いたしましたところでありますが、今回の異動は3月末の定年等による退職者の補充、在職年数が長い職員の配置がえ、東日本大震災被災地支援のための職員派遣及び新規採用職員の採用発令並びに自治基本条例に基づく町づくりを推進するため、組織機構の一部見直しを行った結果、合計71名の発令となったところであります。

さらに、5月1日付をもって人事異動の発令をいたしましたところでありますが、この異動は3月末の定年等による退職者の補充に伴う新規採用職員（自己推薦採用）の発令並びに

地域活性化の推進を図るための体制強化を行った結果、合計7名の発令となったところでもあります。

第3に美幌峠牧場施設等の利用についてであります。

平成25年第1回美幌町議会定例会において議決をいただきました財産の貸し付けについては、平成25年4月19日に農地法第3条の規定による許可を受け、平成25年5月1日に美幌峠牧場施設の物品、建物等の無償貸し付け契約及び土地にかかる賃貸借契約を有限会社ワタミファームと締結したところでもあります。

美幌峠牧場の運営につきましては、有限会社ワタミファームが昨年と同様の町内及び町外牛の受け入れ、自社牛の放牧による運営を予定しているところでもあります。

4月下旬からの低温等により、例年に比べて放牧開始日がおくれましたが、草地維持及び施設管理に支障のないよう定期的な協議を図りながら進めていきたいと考えております。

第4に、5月31日現在の建設工事進捗状況についてであります。

提出しております参考資料のとおり、本年度に計画しております工事件数42件のうち、土木工事2件、建築工事4件、上水道工事1件、浄化槽工事4件の計11件の発注をいたし、消化率では件数で26.2%、工事額で16.3%となっております。

また、繰越明許費による工事につきましては、土木工事6件の計画となっているところでもあります。

第5に、農作物の生育状況についてであります。

本年は、平年によりも多い積雪量で経過しておりましたが、3月下旬以降、急速に融雪が進み、雪解けは4月6日で、平年より4日早く、4月上旬には発達した低気圧により暴風雨となった日もありましたが、4月中旬までは比較的好天に恵まれ、平均気温、日照時間は平年を上回りました。

4月下旬から5月中旬までは低温と日照不足となりましたが、特に5月1日から15日までは積雪を記録する日があるなど、非常に低温となり、積算平均気温で平年の41%、積算降水量で124%、積算日照時間ではわずか18%にしか達しないなど、かつて経験したことがないほどの長期間にわたる低温、降雨、日照不足が続き植え付け作業に大幅なおくれが生じました。

こうした気象状況の中、各作物の6月1日現在の生育と農作業の進捗状況は水稻は苗の育成が平年より4日おくれであります。秋まき小麦及び春まき小麦の生育は平年より4日おくれで推移しております。

バレイショは、植え付け作業が平年より12日おくれで、進捗率は65%であります。

てん菜は移植作業が平年より12日おくれで、進捗率は92%となっており、生育は10日おくれで推移しております。

タマネギは移植作業が平年より8日おくれで、進捗率は99%となっており、生育は7日おくれで推移しております。

豆類は、大豆は播種作業が平年より6日おくれで進捗率は1%となっており、小豆は播種作業が平年より2日おくれで進捗率は5%であります。

牧草の生育は平年より2日おくれで推移しており、サイレージ用トウモロコシは播種作業が平年並みで、進捗率は95%となっており、生育は2日おくれで推移しております。

このように、過去に例を見ない農作物の生育と農作業のおくれから、4月30日以降、JAびほろ、網走農業改良普及センター美幌支所、日甜美幌製糖所美幌中央センターなどの関係機関から天候不順に伴う技術情報を発信し、育苗管理や植え付け作業の遅延対策の周知を行うとともに、町においてはJAびほろからの要請を受け、5月21日から5月30日までの間で7日間、延べ25名の職員によるてん菜及びタマネギの苗運びや補植作業を行う援農をJA職員とともに実施したところでもあります。

植え付け及び播種のおくれが今後の生育のおくれにつながることを心配されますが、今後、天候が回復し、農作物への影響が最小限になることを願うとともに、農業関係機関挙げて適時適切な技術情報の提供と指導に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、4月から5月までにおける気温、降水量、日照時間については参考資料のとおりであります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

人事案件について。

諮問第2号については、人権擁護委員、野昭憲氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦することについて御意見を賜りたいのであります。

動産の所得について。

議案第71号は、凍結防止剤散布つきトラックについて、議案第72号はロータリ除雪車について、議案第73号は美幌小学校教員用コンピュータ機器について、それぞれ入札結果に基づき所得することについて議決をいただきたいのであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。

議案第74号及び議案第75号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、美和・栄森辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定と駒生・登栄、豊富、古梅辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更を行おうとするものであります。

組合規約の変更について。

議案第76号北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第77号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、規約を変更しようとするものであります。

条例の改正について。

議案第78号美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法の一部改正

に伴い、所要の税条例改正を行おうとするものであります。

各会計補正予算について。

まず、一般会計の主なものとしては、防災活動推進事業費として7,990万7,000円、町産材活用促進事業補助金として1,084万円、高規格救急自動車導入のための美幌・津別広域事務組合負担金として1,235万4,000円、パークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金積立金として6,300万円などの増額補正を行おうとするものであります。

次に、特別会計及び事業会計についてであります。国民健康保険特別会計については、職員の産前・産後休暇及び育児休業取得に伴う代替のための臨時職員賃金などの増額補正を行おうとするものであります。

水道事業会計につきましては、日並浄水場省水力発電施設整備事業費の増額補正を行おうとするものであります。

報告事項について。

まず、繰越明許費についてであります。平成24年度一般会計に計上しておりました地上デジタル放送難視対策事業、畑地帯総合土地改良事業及び道路橋梁維持管理事業の一部について、年度内執行が困難なため、平成25年度に繰り越しをいたしましたので、御報告を申し上げます次第であります。

次に、財団法人美幌みどりの村振興公社について、平成24年度にかかる経営状況の報告書が提出されましたので、御報告を申し上げます次第であります。

なお、細部につきましては後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げ、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました2項目、5点について質問をさせていただきます。

まず一つ目は、町長の政治姿勢についてであります。

その1点目は、新しいパークゴルフ場建設についての今後の進め方についてであります。

新しいパークゴルフ場の建設について、3月の定例議会の新年度予算審議の中で、「今任期中に着工したい」と答弁があり、町長の熱意に変わりはないと感じました。

さて、町長の任期はあと1年9カ月であります。着工のめどをつけるためのタイムリミットは残り1年ぐらいと考えます。今後、どのように進めようと考えておられるのか伺います。

2点目は、アンケートの調査の実施についてでございます。

町長のマニフェストで欠かせないのは、町長と町民の考えが一体であることです。

しかし最近、新しいパークゴルフ場建設に対して町民の意見には差が生じてきていると感じております。

町の施設を新設するには、自治基本条例第14条に基づくアンケート調査を実施し、町民参加を求めるべきと考えますがいかがでしょうか。

3点目でございますけれども、現在利用しているパークゴルフ場についてであります。

現在のパークゴルフ場の近年の利用率の推移の中で、65歳未満の利用率の低下が目につき、6年前のニーズと大きく変わってきております。

近隣の町に整備されている状況の中で、新設でなく現在の網走川河畔公園パークゴルフ場を整備する考えもありませんが、町長はどのように考えておりますか。

二つ目でございます。

認知症に対する取り組みでありますけれども、1点目は初期の認知症に対する取り組みについてであります。

全国で65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%で2012年時点で462万人、さらに軽度認知障害、通称MCIと呼ばれる予備群が約400万人いることが6月1日、厚生労働省研究班の調査でわかりました。

これによりますと、高齢者の3人から4人に1人は認知症か、認知症予備群の軽度認知障害、通称MCIに当たることを示しています。

認知症予備群のような介護が必要でないごく初期からきめ細かいケアや生活習慣病対策をすることで、病状緩和や一定の進行抑制につながります。

このような介護保険の対象でない初期の認知症の人に対して町としては現在どのような取り組みをしているのか、また、今後、新たな取り組みとして何か考えていることがあればお聞かせください。

2点目でございますけれども、見守り体制の充実についてであります。

美幌町でも初期の認知症と思われる方の行方不明が近年、多く発生しています。このようなことから、町では平成24年8月に町内関係機関団体からなる美幌町認知症高齢者等SOSネットワーク「つなぐねっとびほろ」、ここにパンフレットありますけれども、これを設定し認知症の高齢者等が行方不明になったときに活用されておりますが、見守りについても毎月1回、各家庭の電気、ガス、水道などの検針をされている方々、あるいは新聞、宅配、運送関係など、多くの民間の協力を得て見守り体制の充実を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、2項目、5点について1回目の質問を終わります。

御答弁よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 新鞍議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、町長の政治姿勢について、新しいパークゴルフ場建設についての今後の進め方についてであります。パークゴルフ場は子供から高齢者の方まで、また初心者から上級者までがともに楽しむことができるスポーツであり、さらには町民の健康増進ばかりでなく、活力ある生活の一助となっているところでもあります。

現在のパークゴルフ場は河川敷のため、施設整備の制約を受けることから、新パークゴルフ場整備が望まれ、町では平成19年にパークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金を設置し、本年5月末残高は1億3,700万円で、今議会で提案の補正予算を含めると、6月末では約2億円となる見込みであります。

新しいパークゴルフ場の位置は、町民の皆さんが利用しやすく、既存の公共施設との相乗効果やさらには施設利用を通して近隣市町との交流や町の活性化につながることを期待いたしております。

建設に向けての進め方ではありますが、将来の拡張可能性を考慮すると大規模な用地を必要とすることから、役場内の関係5部局によるパークゴルフ場施設整備検討委員会を設置し、施設整備の検討作業を進めているところでもあります。

今後、検討委員会の検討結果を踏まえ施設整備に伴う課題を整備するとともに、施設整備の計画を議会並びに町民の皆様と協議しながら、今任期中の事業着手を目指したいと考えております。

次に、御質問のパークゴルフ場建設に対してのアンケート調査の実施についてでございますが、自治基本条例では第4条に基本原則として町民参加を原則とすることを規定し、第13条には町民参加の対象の中に町の施設の新設、改良、または廃止を規定いたしております。

さらに、第14条で町民参加の方法として

審議会等の会議の開催、意見交換会の開催、パブリックコメント手続きの実施、アンケート調査の実施、その他適切な方法のいずれか、または複数の方法によることを規定いたしております。

町といたしましては、パークゴルフ場の建設はスポーツ振興、健康増進、町の活性化につながる施策であり、町民の期待と関心の高い事業であることから、町民参加の方法につきましては町民の皆さんの意見反映ができる適切な方法を検討し、実施してまいります。

次に、現在、利用しているパークゴルフ場についてであります。網走川河畔公園パークゴルフ場は平成4年から整備が始まり、現在5コース81ホールが設置されております。

この間、バンカーを初めホール周りの整備を実施し、さらに平成22年度からの有料化に伴い簡易式プレハブ・トイレの設置と芝を整備する機材の導入、あわせて指定管理者制度により維持、管理も適切に行われているものと認識しております。

新設のパークゴルフ場についてですが、現在のパークゴルフ場は網走川の河川敷を利用しており、大雨等の災害時には簡易式プレハブやトイレなどの撤去を行う必要があります。また、増水によりコースが使用できなくなることや水はけも悪い状況にあります。

このように河川敷地の利用にあっては、コースの造成、設置物、施設整備などに制約を受けることなどの課題を抱えております。

こうした状況から、できるだけよい環境で利用できる場所を選定し、新設のパークゴルフ場を建設してまいりたいと考えております。

次に、認知症に対する取り組みについて、初期の認知症に対する取り組みについてですが、高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者も著しい増加が見込まれます。

認知症は年齢とともに増加する病気であり、それにより生活の質が低下し、同時に介護の負担も重くなりますが、認知症は早期の

適切な対応により予防が可能であり、認知症になっても適切な治療により進行を穏やかにすることができます。

現在、町としての取り組みは高齢者や家族が抱える不安や悩みを気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を行っており、相談窓口である地域包括支援センターでは平成24年度1,216件の相談を受けております。

また、やすらぎ支援員が認知症高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手活動などを行う美幌町介護者とともに歩むサフランの会への委託事業である認知症高齢者やすらぎ支援事業の実施や認知症に限らず要支援や要介護を受けていない地域の全ての高齢者を対象に要介護、要支援状態になることを予防するために介護予防教室の開催や各老人クラブ単位での出前教室の実施、やすらぎや生きがいの場として老人憩の家及びコミュニティセンターの和室を開放する自立支援型デイサービス事業を実施しております。

その他の取り組みとして、家に閉じこもりがちな方に対してデイサービスセンターへ送迎し、給食、入浴、日常動作訓練などを行う生きがいデイサービス事業や買い物、家庭内の整理整頓、健康、栄養管理に関する助言や指導などのサービスを行う生活援助事業、独居老人世帯に対して乳飲料を定期的に配達することにより、老人の孤独感の解消を図るとともに安否の確認、健康増進に努めることを目的とした「愛のふれあい訪問事業」を実施しているところであります。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は確実に増加しており、認知症の予防、早期発見、早期対応のため、関係機関の連携を深めながら引き続き、介護予防教室の開催や各事業の充実を図ってまいります。

次に、見守り体制の充実についてですが、高齢化の進行に伴い認知症高齢者は確実に増加しており徘徊し、行方不明になる高齢者も増えていく状況にあります。

行方不明になった方の速やかな発見、保護と日常的な見守り、支え合い体制づくりに向

け広く地域住民も参加した美幌町独自のネットワークの構築が必要であります。

そのため、町では平成24年8月に町内46関係機関団体の構成からなる、「美幌町認知症高齢者等SOSネットワーク」を設立し10月から稼働したところであり、「つなぐねっとびほろ」と名づけてメール配信サービスも整備されたことから、46関係機関、団体に加え、個人も含めて208件の捜査協力会員の登録を有しているところであります。

また、徘徊の可能性のある高齢者の事前登録者数は現在14名となっております。見守りについてであります。認知症に限らず75歳以上の独居高齢者や心配のある高齢者については、地域包括支援センターにおいて定期訪問を行っているほか、地域においては民生委員による定期訪問や各自治会の助け合いチームによる見守りなどを行っているところであります。

町としても、高齢者などの要援護者について各自治会に名簿及び地図を配付したところであり、福祉、水道、税務といった関係部署とも連携をとって情報を共有しているところであります。高齢者や障がいのある方など、要援護者が地域において必要な支援を受けることができるようにするには、福祉に関する機関や団体はもとより、電気、ガス等の事業者や新聞販売店、郵便局など町民生活に密接に関与される方々の理解と協力が不可欠なことから、平成25年3月に開催した美幌町保健医療福祉ネットワーク推進委員会において見守り体制づくりが検討され、現在、ライフライン事業者27事業者に事業参加の調査を実施し、体制づくりに向けて準備を進めているところでございます。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、一つ目の町長の姿勢についてでございますけれども、新しいパークゴルフ場建設

についての今後の進め方であります。

新しいパークゴルフ場建設について、町長は少しでも早く公約を実現させたい、そのそういう思いで意欲満々に取り組んでいる姿は痛いほどわかります。

私は、民意を尊重しようと思っております。ただ、それが30%前後では民意とは言えないと思います。60%から70%の支持があって初めて民意が反映されたと言えるのではないかと考えております。このことを念頭に再質問させていただきます。

新しいパークゴルフ場は町民の皆さんが利用しやすく、既存の公共施設との相乗効果につながるところと明言しておりますので、農業用地であると思います。美幌町の基幹産業であります農業は今、TPP問題で厳しい局面にあります。町長は、この問題を非常に重く受けとめ、常にTPP導入反対運動の先頭に立って今も頑張っておられます。

農家戸数も減少している中で食料の自給率を確保する観点から、農地をパークゴルフ場にかえることはいかかなものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 実は、ことしの4月19日に町内の検討組織を立ち上げて、整備に向けてさまざまな大きな課題があると思いますので、それらの整理、さらには財源をどうするかというようなことも含めて、今回この後の補正予算の説明でも今回、基金に積み立てさせていただき提案をしております。

それを合わせると約2億ということでありますので、当初から言っております約4億から5億という、約半分ぐらいが財源措置が自力でできるというような状況が見えてきたということで、今回、組織をつくって具体的な整備に向けての検討をしてくださいということで5部局からなる検討委員会を立ち上げました。

それで、私のほうからある程度、概況を示してそれらについてというようなことで検討させていただきということでもありますけれど

も、いずれにしろ町の用地で持っている、町有地でこのパークゴルフ場を考えると極めて距離的に遠いとかということになると思いますので、公共的な施設等の相乗効果ももちろん考えますし、やはりパークゴルフを利用されている方は結構、年いった方が結構多いというようなことなので、余り遠くに行くところとちょっと難しいと、通うのが難しいしいというようなことになりますので、そういったことも含めて検討していただくということで、具体的には農地ということでは提案というか、指示はしておりませんが、ただ面積から考えると、どう考えてもやはり宅地をどうするかということ、あるいは町有地をどうするかということを含めてちょっと難しいようなことがありますので、農地も含めてということで、農業委員会も入ってもらっておりますし、そういう中で検討するということでもあります。

これとTPPの問題と食糧を守るのは、もうこれはもちろんでありますし、我が町の基幹産業であります農業を守るということは、地域を守るということにつながっていきますので、これもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、パークゴルフ場も平成19年度統一地方選挙で私、立候補させていただきましたけれども、そのときのマニフェストであり、その後、2期目のときも公約として大きな約束事の一つということでもありますので、両面成り立つような取り組みを今後ともしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 町長の説明、よくわかりましたけれども、このパークゴルフ場施設整備検討委員会、4月19日に組織を立ち上げたということですのでございますけれども、この検討委員会はいつごろまでに結論を出すように指示をされているのかお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 期限をいつということではなくて、早急にそれぞれの部局から見たパークゴルフ場の課題であるとか、具体的

にこうしたほうが良いという財源も含めてということでもありますので、いずれにしろ私は任期中に着手したいという気持ちはいまだに変わりはありませんし、過日行われた定例会での一般質問にも答えておりますけれども、スピード感を持ってやりたいということでもあります。

ですから、具体的にいつまでに検討するかということではなくて、後ろは私の任期も決まっておりますし、そういったことから考えて早急にいろいろな検討をしていかなければいけないと、そのように考えているところでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 了解いたしました。

次に、2点目のアンケート調査の実施について質問させていただきます。

今、たった今、町長がお話ありましたけれども、1期目の選挙のときに新しいパークゴルフ場の建設をマニフェストに明記されたわけでありましてけれども、これはパークゴルフの愛好者、それから愛好団体、それから各種関係団体などからの強い要望に基づいているわけでありましてけれども、公約から6年を経過しております。このことを考えた場合、今現在の町民全体の意識といたしますか、声はどうなのか、特にこれからパークゴルフの愛好者になる可能性の高い50代から65歳未満の意識でありますけれども、この新しいパークゴルフ場の建設は未来永劫につながる重要な問題であります。

町長として、町民の意志を再確認されて万全の体制で計画を進めてはどうでしょうか、そのためには2年前に制定された自治基本条例を今こそ実施すべきと考えるものであります。

私は、最初にタイムリミットは1年と申し上げましたけれども、まだ1年もあるではなく、もう1年しかないとお考えていただければと思っております。

できるだけ早い時期に最良の方法で全町民の意志の確認について具体的な方法をお示し

お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 自治基本条例ができて、この趣旨は町民の皆さんが主人公の町づくりをしようということで、それで行政の責務も決められております。

そんな中で、町民の皆さんの意向をどうするかということも具体的には項目を起こして定めが決められているところであります。

いずれにしろ複数のその町民意向調査するための複数の取り組みをしなければいけないという規定になっておりますので、必要に応じてタイムリーに住民の皆さん、あるいは関係する皆さんに具体的なお話を示せるようなことを今後も考えていきたいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） わかりました。

次に、先ほども町長の答弁の中で話が出ましたけれども、今後、土地が確保され、全町民の合意が得られて新しいパークゴルフ場着工のめどがついた場合でございますけれども、課題であります、私2点ほどちょっと申し上げたいと思っておりますけれども、先ほど町長も発言しております。利用者の人数の減少に伴い新しいパークゴルフ場ができた場合、維持管理費と利用料、2点目でございますけれども全体事業費と町の財政負担はどのようになるかということでもありますけれども、今、申し上げていた課題については現時点でお答えできる事項ではないと思っております。

ただ、これらの課題をきちんと解決して、町民のニーズに応えるのであれば、私は1日も早い着工を願っております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） パークゴルフ場の利用が減ってきているということで、次の世代も減るのではないかというようなお話でありますけれども、データを見ますと平成20年度で4万5,800人程度、平成24年度で見ますと3万4,611人ということで、減

少傾向はあると思います。

これは、いろいろな要因があると思います。さまざまな近隣にパークゴルフ場ができ、いろいろより違うパークゴルフ場で競技をしたいという思いだとか、いろいろな思いがあると思います。

いずれにしろ、この年間3万5,000人前後の方は青空のもとで、本当に世代を超えたり、そういったプレーをしながら健康づくりに資しているということでもありますので、減少の原因もちょっと具体的にはまだわかりませんが、平成22年の有料化に伴ってかなり落ち込むかなというように思いをしておりましたけれども、そんなのがたっと落ちるようなことはないということで、そういう面ではちょっとまだまだパークゴルフ場の役割というものは大きいものだと思っております。

もちろん、新しいパークゴルフ場をつくるということは財政負担も伴うということで、近隣のデータを見ますと約3ホールといたのですか、3コースで54ホールで大体4億から5億ということの事業費がかかっているようでもありますから、今、これから提案いたします今年度の積み立て含めると、お認めいただくと約2億ということですから、約半分ちょっとぐらいの基金ができると、あとは起債という手もありますけれども、そうではなくて新たな財源を求めていきたいということで、総務部の財政部門もこの検討委員会の中に入れていただいて、あるいは事業手法として農業サイドとできるのであれば、農業サイドのほうにも調査をしたいと思っておりますけれども、いずれにしろ半分以上をどうするかということで、同じような例がびほ一あるのときも12億の事業費で半分の6億が基金の積み立てと、あとは地域づくり総合交付金、これはオホーツク振興局の持っているお金でありますけれども、これで約2億円いただきましたので、そういったことも含めて極力、後年度負担が伴わないような、そういった財政措置を考えていかなければいけないと思っております。

ますので、さまざまなルートを通じて情報収集をしながら事業化に向けていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 了解いたしました。

次の質問でございますけれども、河川敷地の利用に当たってはコースの造成、設置物、施設整備などに制約を受けるなどの課題が抱えているという答弁でございますけれども、新しいパークゴルフ場を建設するにしても、現在、利用しているパークゴルフ場はまだ何年かは利用していくことになるわけでありまして。今は課題を残して運用しているため、利用者離れの一要因にもなっているのではないかと思っております。

このことは、先ほどの利用状況の資料、町長も説明してございましたけれども、何よりも現在利用しているパークゴルフ場をもう少ししっかりと整備して、少しでも多くの方々に利用していただくことが次のステップ、すなわち新しいパークゴルフ場の利用につながるのではないかとことを私は信じております。

そのためにも諦めない姿勢で開発局と粘り強く、さまざまな話し合いの中から柔軟な対応を求めていかなければいけないことを願っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私、このパークゴルフ場を新設しなければいけないという思いに至ったのは、当時19年以前も大変、秋口に大雨が降って増水する、そして洪水時期という、今、パークゴルフ場をつくっているところも水に浸かると、その後、土砂が上がってしまうので、もうパークゴルフはできないということが何度か経験してまいりました。

また、大雨が降るという情報、天気予報等を確認すると、あそこのクラブハウス、あるいはトイレを早瀬議員側のほうに上げなければいけないという繰り返し、それとやはり女性の方も多く利用する中で仮設のトイレで本

当にこれですとここでやっていいのかという思いがあって、やはりこれはもうちょっといい環境の中で、これだけの方が交流だとか、健康だとか、そういったことに使っていただくなら、やはり新しいそういう心配がないパークゴルフ場は必要だという思いでやってきました。

それで、河川事務所は河川の管理がありますから、洪水のためにどうするかということを考えるので、どうしてもその施設的な整備の制約は受けざるを得ません。

それで、今、体育協会に指定管理でやっていただいていますけれども、本当によくやっていただいで、この前、きのう、おとといもちょっと話を聞きましたら北見の皆さんが美幌に来て大会を開いているというようなことが聞いたりして、それもどうなのかなと思ひながら、それほど管理状態もいいということなので、新しいパークゴルフ場ができたときに、今のパークゴルフ場をどうするかについては、これまた町民の皆さんとしっかり話をして、ただ二つ持って、二つとも運営するというのは、これまた厳しい話だということも現実だと思いますので、その辺、どうするかについてはまた関係団体の皆さん、あるいは町民の皆さんの声を聞きながらどうしたら一番いいのかにいて、二つに分散した結果、両方とも利用者が減るということになると、これは共倒れみたいなことはできないと思ひますし、その辺、町民の皆さんの声を聞きながらどうするかについては考えなければいけない問題だと、そのように捉えております。

○議長（古館繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 了解いたしました。

これで一応、町長の姿勢、パークゴルフの関係については終わらせていただきます。

次に、二つ目の認知症の取り組みについてでございますけれども、今、高齢者の一番目として初期の認知症に対する取り組みについてでございます。

高齢者の3人から4人に1人が認知症になる可能性があるということは、60歳を過ぎ

たら誰でも可能性があると思われたほうがよいのではないのでしょうか。

そこで、きょうは認知症の早期発見に役立てていただく認知症の日常生活チェックリストのパネルを用意いたしましたので、パネルを通して御説明させていただきたいと思ひます。

認知症の日常生活チェックリストでございます。このチェックリストは、群馬大学の山口晴保教授が作成したものであります。書いたのは、夕べ私がちょっと書いたのですけれども、13項目の認知症にかかわる症状であります。13項目を読んでいきます。

1、同じことを何回も話したり、尋ねたりする。

2、置き忘れやしまい忘れがある。

3、出来事の前後関係がわからなくなった。

4、服装など、身の回りに無頓着になった。

5、同時に二つの作業を行うと一つを忘れる。

6、薬を管理してきちんと服用することができなくなった。

7、計画を立てられなくなった。

8、複雑な話を理解できない。

9、大切なものを盗まれたと言う。

10、前よりも怒りっぽくなったり、疑い深くなったりした。

11、以前はてきぱきできた家事や作業に手間取るようになった。

12、水道栓やドアを閉め忘れしたり、後片づけがきちんとできなくなった。

13、興味が薄れ意欲がなくなったり、趣味活動などをやめてしまう。

以上、13項目ですが、この中の4項目以上該当があれば認知症の疑いがあるわけでありす。

このチェックリストは本人ではなく、家族や介護者らが客観的に本人の状態を見てチェックします。家族が見た最近1カ月の状態ということで、1日で状態をあれしてはだ

めです、やはり最低1カ月。

ただ、本人が行うこともできます。例えば、アルツハイマーの場合、症状が進むと本人は自分の能力を正確に把握しづらくなります。本人と介護者の双方がチェックすることで症状に対する認識の違いを把握できる、介護に役立てることができるとおもっています。

このチェックリストを健康などをしっかりとごらんになられ、ここにおられます50代以上の皆様方でも一つや二つあるのではないかとおもっています。

このチェックリスト当たる可能性は大きいと言われております。空気とともに音もなく忍び寄る認知症にかからないよう、かかっても進行させないよう、そのためにもこのチェックリストが少しでもお役に立てばと心から願っております。何か、お言葉があれば。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 御質問の軽度の認知症、いわゆるMC Iというのですか、これは主観的というか、自分が記憶障がいがあるかという主観的なものと家族による認知確認ということなので、今見たら相当はないと思えますけれども、特に前よりも怒りっぽくなったり、疑い深くなったというのは非常に該当する項目かなと思っております。それが直ちに認知症かどうかというのは、僕もちょっとわかりませんが、いずれにしろこういう簡単にできるチェックリストで早期にその自覚を感じる、家族がそのことを認識する、そして認知症は今もう病気と言われておりますので、早期発見、早期治療が何より必要だということでもありますので、こういったチェックリスト、今、うちで介護のほうで使っているかどうかちょっと確認わかりませんが、いずれにしろ町民の皆様にもそういうことをまずは認知症は病気であるということの認識をしていただいて、感情ではなくて、ややもするとやはり子供として認めたくないという部分ありますので、極力そういうわかりやすいものを使って疑ってみるとい

うことも早期発見のものだと思いますので、改めてチェックリスト、いい御提案をいただいたのではないかとおもっています。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） ありがとうございます。一応、さげさせていただきます。

次、御答弁で町では地域包括支援センターを初め、認知症高齢者居宅訪問、生きがいデザイナーサービス事業、生活援助事業、愛のふれあい訪問事業などさまざまな事業を充実ある内容で勢力的に活動されております。

できるだけ多くの方が有効に利用していただくためにも、さまざまな機会を通して周知を図っていただければと思っております。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌町は地域包括支援センターを委託事業でやっておりますけれども、これも人材がそろわないと自力でやらないといけないということも含めて、地域の方がやはり安らかに、健やかに長生きを楽しんでいただくためのいろいろな奉納できないこともしっかりやっということうことで、さまざまな事業をやっております。

その中でも特に、やはりボランティア団体の皆さんに委託している部分もありますし、またボランティアの皆さんがみずからそういう委託事業でなくて、自主的な活動も随分していただいております。

そういった意味では施設の充実、認知症のグループホームという、施設サービスもさることながら、やはりこの認知症にかかる前に見守りであるとか、先ほどのチェックリストも含めてさまざまな段階で、さまざまな取り組みが必要になってくると思っておりますので、議員おっしゃるよううちの町も確かに認知症、あるいはMC Iの軽度の、初期の部分も年々増加しているというのは、もう数字ではっきりしておりますので、そういった実態を捉まえながらやはり対策もしっかりとしたものを打っていきたくと思っております。

それで、この中でもう役割を終えたものは

壊して、次の新しいものが必要になってくれば新しいものをつくっていくというようなこともしっかり見きわめて、町民の皆さんが本当に健康で本当に長生きを楽しむような町づくりに町としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 認知症というのは、とかく暗いイメージが付きやすいわけでありましてけれども、考えようによっては気持ちの持ち次第、持ち方次第、きょうも明るく楽しく元気よく、レッツゴーということで次の見守り体制の充実のほうの質問に入らせていただきます。

昨年、発生しました初期の認知症と思われる方の行方不明の捜索では、10月から稼働した美幌町認知症高齢者等のSOSネットワークが大きな力になっております。

現在、46関係機関、団体、さらに個人も含めて208件の捜査協力会員の登録を有しているとのことであります。

認知症、あるいは徘徊などで行方不明になったら一刻を争う時間との闘いになります。多くの捜査協力会員の連携を通して速やかな発見を願うため、各自治会単位で取り組む地域の見守り体制づくりについても、町長は積極的に働きかけるべきではないかと思いますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌町も本当に徘徊等によって尊い命をなくした方も現実におられるということでもありますので、これもそうですし認知症にかかっている、かかっていないにかかわらず、最近の世相として孤立だとか、孤独死、あるいは無縁社会と言われる中で、やはり見守りというよりは温かいまなざしを持って、高齢者の皆さんもそうですし、子供たちにもそういうことをしっかりと温かい目のまなざしで見続けるということがやはりいい結果を生むことだろうと思いますので、引き続き私どもとしてもそういった御協

力をしていただくようなことを積極的に呼びかけをしていきたいなと思っております。

今、老人クラブ連合会に入っている皆さんが約1,800人ほどおられるようであります。65歳以上のいわゆる高齢の方が6,500人ぐらいだと思いますけれどもおられるということで、お互いがお互いを見守るということも大事ですし、我々の世代もしっかり見守るといふようなことも必要だと思いますので、引き続きこの地域で長く住むためには安心・安全で住みやすい町がもう基本的な前提条件になりますので、引き続きそういう訴えをさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） たった今、言われた町長が本当に住みやすい町づくり、そのとおりでございます。

次の質問でございますけれども、高齢者等の要援護者の実態把握について現在、災害要援護者台帳は整備されていると思っておりますが、見守りなどをする場合、関係機関の地域包括支援センター、社会福祉協議会などの情報を一括管理し、見守り体制の活動に役立ててはいかがでしょうか。

個人情報保護法の問題があると思っておりますけれども、本人の承諾を得ることにより可能であると思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 認知症になった方のみならず、独居老人の方であるとか、まだいろいろ要素も心配する方おられると思えます。

それで、以前からちょっと言っておりました、やはり医療、保険、福祉、介護、こういう四つの目で町民お一人お一人の命や健康を見守るといふようなことは、議員の御指摘のように極めて重要だと思います。

そういった意味では、6月1日から国保病院において地域医療連携室というのも設けました。これは訪問診療をということでスタートさせましたけれども、この究極のところ

は、やはり病院にかかる、あるいは介護施設に入る、そこから病院だとか行き来する、あるいは在宅と行き来する中で情報が寸断しているというところが見守りという点では若干、今、手薄になっているのかなと思いますので、病院に入る、在宅に帰る、そういった情報もやはり介護であるとか、保険のほうにもしっかりこういう方は、こういう状態で在宅に帰りましたということをやケア会議等でお互いの情報を共有すれば、やはりより強い見守りができるのではないかなと思いますので、今すぐにはなかなかこのシステム難しいのですけれども、目指すところはそういうところを目指す、地域としてはそういうところを目指すべきだと思っておりますので、この地域医療連携室がスタートしたという意義は非常に高いと思いますし、それだけでは済まない、将来を見据えた取り組みにぜひともしていきたいと思っております。

そういった意味で地域における国保病院も病病連携、あるいは病診連携もしっかりやらないと、国保病院だけにぐっと負荷がかかるとなかなか難しいという問題があるので、それこそオール美幌でいろいろな取り組みをしなければ見守りも医療も何もかもずたずたになるというようなことだけは避けたい思いで将来を見据えて、しっかりとした足取りで進んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 町長の気持ち、了解いたしました。

それでは最後に電気、最初の質問でも申し上げましたけれども、電気、ガス等の事業者や新聞販売店、宅配、運送関係、郵便局など、町民生活に密接に関与される方々の協力を得て見守り体制の充実を図っていただきたいと願っております。

現在、ライフライン事業者27事業者に事業参加の調査を実施し、体制づくりに向けて準備を進めておられますけれども、実施時期はいつごろの予定かお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（谷川明弘君） 実施時期につきましては、今、業者から調査の回答が参っておりますので、それが集計して協定書等結ばなければなりませんので、早急に整備したいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） ということはもう、そう長い時間はかからないということでありますね。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（谷川明弘君） それほど長く時間はかけないで、タイムリーにやりたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、1番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は11時30分といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により、発言を許します。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君）〔登壇〕 本日は、さきに通告してありました3項目、5点について質問させていただきます。

1点目、有料ゴミ袋の広告掲載について、町指定有料ゴミ袋の広告掲載について、本町の財源確保につながる取り組みとして、現在使用されている指定有料ゴミ袋に有料の広告を町内の各企業、医療機関、団体等に働きかけ掲載してはいかがでしょうか、考えをお伺いいたします。

2項目め、照明のLED化について。

1点目、LED照明化の現状と今後の取り組みについて、LED照明の導入が電気料金の値上げに伴う負担増の軽減及び省エネ対策

として公共施設への積極的な取り組みとして検討すべき課題と考えます。

そこで、LED照明化の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、リース方式によるLED照明の導入について。照明をLED化することで、相当な電力の削減が期待できると考えますが、一方、従来型蛍光灯の価格に比べますとLEDは高価であります。

そこで、民間資金を活用したリース方式での導入が注目されております。庁舎、公共施設、小中学校、消防関係施設、街路灯、防犯灯など、リース方式でのLED導入の方法も一つの案であると思っておりますが、考えをお伺いいたします。

3項目め、風疹感染症対策について。

一つ目、風疹感染予防対策について、風疹がことしは関西、首都圏を中心に全国に広がっております。風疹の患者数はNHKの報道番組によりますと、ことしに入って5月26日現在で8,507人がかかっており、昨年の同じ時期の36倍に達し過去最悪のケースで感染が広がっております。

例年ピークは夏期期間であり、これからさらに多くの発症が懸念されております。

風疹患者のおおよそ90%は成人の人で、男性では20代から40代、女性では20代が多くなっており、特に男性が感染を広げていると言われております。

その背景には、平成6年の法改正で義務から勧奨、学校の集団接種から医療機関の個別接種に移行したことにより、個人の意志に任せたことで、この世代の接種率が大きく低下しました。

年齢別に見ると注意が必要な年齢は34歳から50歳の男性で、要注意が必要な年齢は25歳から33歳の男女です。このような状況からも、本町の風疹感染予防対策は必要と考えますが、これまでの対応と今後の取り組み等についてお伺いいたします。

2点目、風疹ワクチン接種の助成について。

風疹は妊娠初期の女性がかかると赤ちゃんの目や耳、心臓などに障がいが出る恐れがあり、妊娠の初期ほど危険性が高くなります。

今回の流行で既に10人の赤ちゃんが全国で先天性風疹症候群と診断されております。妊娠中は風疹の予防接種を受けられず、そのため、周囲が予防する必要があります。妊娠を望んでいる方にとって風疹感染を予防するのはワクチンの接種が効果的であります。

風疹の単独ワクチンは現在、品薄であり、風疹、麻疹（はしか）の混合ワクチンになりますが、成人では麻疹の抗体が少ない人も多いので、混合ワクチンの接種を勧めております。接種費用につきましては、医療機関によって異なりますが、接種費用は6,500円から1万2,000円前後と高額であります。

このようなことから、赤ちゃんの障がいのリスクから守るために最低でも妊娠を希望する女性、妊婦の夫を対象にワクチン接種助成が必要と考えますが、今後の具体的な取り組みについて考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 中嶋議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、有料ごみ袋の広告掲載についてですが、指定有料ごみ袋に有料広告の掲載については今のところ、指定有料ごみ袋への有料での広告掲載の予定はございません。

平成24年度での指定有料ごみ袋の売りさばき枚数は、総数で67万2,510枚であり、種類別の売りさばき状況により、年度において補充をいたしております。

補充された種類別の在庫期間は1年から1年半程度であり、指定有料ごみ袋を取り扱い店によっても在庫期間の違いがあります。

したがって、広告期間は数ヶ月から1年以上にわたることから、リアルタイムな広告とまらない場合もあります。いずれにいたしましても、美幌町広告掲載要綱をもとに検討す

ることになりますが、広告などの掲載可能な媒体などについて調査、研究してまいります。

次に、照明のLED化について、LED照明化の現状と今後の取り組み状況についてですが、本町の公共施設における省エネ対策については、LED照明の改修、照明の間引き、家電製品の使用制限、自動ドアの停止などを実施しているところであります。

このような中、庁舎蛍光灯のLED化につきましては、今年度から庁舎内の稼働時間が長い窓口や執務室などを計画的にLED蛍光灯に改修をすることとしており、今年度につきましては庁舎1階窓口9本、廊下などで20本の蛍光灯をLED蛍光灯に改修することとしております。

今後につきましては、1階執務室、2階執務室、議事等などについて年次的に改修を行ってまいります。

次に、リース方式によるLED照明の導入についてですが、LED照明を導入することのメリットとして消費電力が約半分に低下することによる節電効果やLEDの寿命が蛍光灯の約4倍と長いことから、電球の取りかえ費用の節約などが上げられておりますが、LED照明が高価なことから導入コストがかさむことがデメリットだと言われております。

こうしたLED照明のメリットを生かし、デメリットをなくす手法の一つとしてリース方式の活用も考えられているところであります。

このような中、今年度から庁舎については蛍光灯のLED化に取り組んでいるところでありますが、街路灯につきましては省エネ対策として平成21年度、22年度において国費によりナトリウム灯に改修していることから、LED化への改修は計画していないところであります。

今後、公共施設につきましてはLED化を含めた省エネ対策に取り組んでまいります。あわせてリース方式によるLED化につ

きましても先進事例などの調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、教育委員会におきましては、小中学校を初め、各種社会教育施設を所管しておりますが、LED照明を導入することによるメリットは十分認識しており、一部の施設についてLED照明への改修も手がけているところであります。

今後も省エネ対策としてLED照明の改修に取り組むとともに、リース方式によるLED化についても前向きに検討を重ねてまいります。

次に、風疹感染症対策について、風疹感染予防対策についてですが、風疹は主に風疹ウイルスの飛沫感染によりかかり、軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、リンパ節の腫れなどを主症状とするもので、妊婦が妊娠早期に風疹にかかると先天性風疹症候群と呼ばれる聴力障害、心臓病、白内障などの障がいを持ったお子さんが生まれる可能性が高くなります。

平成25年の都道府県別の風疹発生状況は、5月29日現在、東京都が2,336人、大阪府が1,758人、次いで神奈川県が1,066人と都市部を中心に流行地域となっております。

また、北海道感染症情報センターの情報によりますと、北海道でも6月2日現在で77人、北見保健所管内では4人の感染が報告されており、道内感染者77人を男女別に見ますと男性が52人、女性が25人で感染者が多い年代は男女とも20歳から29歳で、男性が18人、女性が17人となっております。

さらに、平成23年度の接種率を見ますと1歳児は全国が95.3%、全道が94.2%、美幌町は99.3%、小学校入学前の幼児は全国が92.8%、全道が94.3%、美幌町が97.3%、中学1年生は全国が88.2%、全道が84.2%、美幌町が89.3%、高校3年生相当は全国が81.5%、全道が80.5%、美幌町が94.1%といずれ

も美幌町の接種率は全道、全国を上回っており、特に高校3年生相当については未接種者に対し個別通知や電話による勧奨を繰り返して実施し、接種率の向上に努めてまいりました。

このほか、美幌町の取り組みとしては婚姻届けを出される方に窓口において先天性風疹症候群の発生予防のための情報提供と注意喚起のリーフレットを配付したり、妊婦健診時に風疹の抗体値が低いと判断された方には出産後の新生児訪問時や健診時などに保健師より風疹感染予防について説明しながら、麻疹、風疹ワクチンの接種を勧奨しております。

今後は、風疹の流行を抑制するため1歳及び就学前の接種を確実に実施し、強固な集団免疫を獲得することができるよう接種率の向上に努めるとともに、全国的には感染者が特定の年齢層に限らず、全ての年齢層に広く存在することから、広報等により町民全体に注意喚起し、予防接種の勧奨を行ってまいります。

次に、風疹ワクチン接種の助成については、現在の美幌町の罹患率などを視野に入れ、予防接種が必要な他の病気への対応等の優先順位を考えながら検討いたします。

さらに今後の流行状況や国の動向を注視しながら引き続き予防接種に関する正しい知識の普及啓発や周知広報など、風疹対策の強化に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 暫時、休憩をいたします。

再開を13時といたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 再質問に入らせて

いただきます。

1項目めの有料ごみ袋の広告掲載についてであります。

私は広報びほろの広告欄のように財源確保に一つでもつながるものはないかと日ごろから考えておりました。そこで目にとまったものが日常使用している指定有料ごみ袋の広告掲載でありました。

日常生活において、ごみ袋は必需品であります。手に取って扱うため意識していなくても目に入りやすく、そのため宣伝効果は十分にあると考えますがいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私、この質問をいただいて最初はごみ袋で埋めてしまうので、果たして広告主のイメージとしてどうなのかなと思って、実はいました。

一般廃棄物処理場に持って行って埋めてしまうので、その辺のイメージとか感情的なものがどうなのかなと、なかなか難しいかなと思っていたら、実は全国で見るとやっているとあるということで、そのやり方もいろいろあると思うのですが、販売までのところでやるのか、1枚1枚のごみ袋につけるとことなのですか、そうすると埋めてしまうということで、そしてもうちょっと具体的に言うと収集段階でパッカー車に入れた時点でぐちゃっと圧縮してしまうので、果たしてどうなのかなという思いがちょっとあって、なかなか難しいかなと思っていました。

それで、新たな財源の発掘をどうしていくかということですがけれども、媒体としてはいろいろなものがあると思うのですがけれども、例えば我が町のホームページのサイドにいろいろすぐクリックできるようにしているところもまだ空きがあるので、バナー広告みたいなものもやはり検討していかなければいけないかなと思いますし、やはり広告主として全戸に行き渡るもの、全町民の皆さんが見れることがやはり有利なのかなと思うので、ごみであれば例えばパッカー車に何かをつけるとか、いずれにしる今回、御提案いた

だいたことでありますので、今のところは広告掲載の予定はありませんけれども、要綱がありますので、それに合致するようなことは新たな財源を求めて検討はしていきたいと、そのように思っています。

議員おっしゃったように今、広報びほろのほうで学習塾であるとか、あるいは医院だとか、あるいは石材屋さんの有料広告を載せていますので、こういったことでまた財源を求めていくといういい機会を与えられましたので検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 今、町長言われたとおりに道外でも、また北海道では恵庭市、帯広市もそれに取り組んでおります。

そして、やはり今、社会を見渡しましても付加価値をつけて販売拡大を目指している現状であります。そういう中で、我が町のごみ袋にも付加価値をつけることによって、企業は宣伝効果を見出し、町として広告料で財源確保につながる、双方ともに利点はあると考えます。

一応、ごみ袋ですけれども、投げますけれども、先ほど私が話をしたように一応手に取って、取るものでありますので、やはり宣伝効果はあるかなと思います。

ちょっと私もあるところで、そのごみ袋の話をしたら一瞬いいねというような感じで、そんなふうな感じを受けとめました。だからぜひ推進されることを期待いたします。次の質問に移らせていただきます。

LEDの照明化の現状と今後の取り組みについてであります。

LEDの照明器具の特徴は故障がしにくく、二酸化炭素排出量削減ができる、寿命が長いなど、また電力消費も5割から7割程度削減できると言われております。

今年度から計画的に庁舎をLED蛍光灯に改修していくということでありますが、何年計画で推進されるかお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 今年度から4年計画で改修を実施したいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） また、その他の施設などでもLEDの照明に交換する予定があればお伺いいたします。庁舎のほかにもそういう計画があれば。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 公共施設のLED化についてですが、全ての施設ということではなくて、費用対効果を考えながら改修をしていきたいというふうに考えております。

今、考えておりますのは庁舎のLED化を進めているところでありますが、例えばしゃきつとプラザですと、もう既に省エネタイプの蛍光灯になっておりますので、そういうものについては節電効果があるというふうに認識しておりますので、そういうものについては計画の中には入っておりませんが、今、庁舎につきましては4年計画で実施をしたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 次に、リース方式によるLED照明の導入について再質問させていただきます。

LED照明導入のメリットはあらゆる情報を通して理解しているところであります。

しかし、問題は照明器具等が高価であることであります。その対策の一つとしてリース方式があります。これは、民間の資金を活用したもので、新たな予算措置をすることなく電気料金の節約相当分でリース料金を賄うことを可能とするものであります。

リース方式を活用した先進事例の町があります。それは箱根町であります。3月1日現在、人口が1万3,305人で7,098世帯の町であります。庁舎など、LED照明、1,750個分をリースで導入し、これまで

年間22万キロワットだった消費電量は8万3,000キロワットに節減され、約62%の削減であります。年間約60トン分のCO2の削減につながるということです。

費用は7年リースで約2,000万円、毎年約220万円分と電気代節約や60万円分の蛍光灯代節約は7年間の累計で導入費とほぼ同額になるそうであります。

この箱根町を見ましても予算措置なく消費電力が削減され、省エネにつながる、そういうメリットをすごく感じ取ることができました。

本町でもできる施設からLED照明をリース方式で導入すべきだと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁でもお話させていただきまされたけれども、このことについては前向きに検討してまいりたいと思いますけれども、箱根町で7,000世帯で1,750灯をリースにしたと、美幌町、街路灯は既にナトリウム灯に改修してしまっているというようなこともあって、量の問題でリースがどうなのかという問題もちょっとあると思うのです、ロットがどうなのかという問題があると思いますので、そういうことも含めて検討、前向きに検討していきたいと、そして経費が浮くと、そしてさらには節減になっていくということであれば取り入れるということも十分可能だと思いますので、その辺も前向きに検討してみたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 御検討よろしくお願ひいたします。

それから防犯灯の件でありますけれども、帯広市では防犯灯のLED化を始めてから2年になります。約2,000灯をLED化し、残り1万3,000灯をリース方式にして2年間で交換する予定であります。

防犯灯のLEDは熱を発しないので北海道の冬には向いていないというお話も聞いたこ

とがありましたが、雪国でもこの防犯灯のLED化は可能ということが、この帯広市の事例からわかりましたので、防犯灯もぜひリース方式で交換してはとありますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今の防犯灯についてお答えいたします。

美幌町本町におきましては、防犯灯の所有者は自治会となりまして電気料の負担だけが町がしております。

それで設置だとか、それぞれの維持管理については自治会で持っておりますので、これについてリース方式とか、そういう形については根本的に持ち分のいろいろな部分を含めた中で検討を進めなくてはならないと思いますので、そういうことを含めた中で検討していきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 電気料、美幌町がお支払いしている電気料が削減できるということなので、ぜひこれは検討していただきたいと思います。

続きまして、地元企業を活用してリース方式でLED導入を進めることは地元経済の活性化にもつながると考えますが、そういう点はいかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは総合的にいろいろ考えて検討してみないと、なかなか今、直ちにお答えすることは難しいと思いますけれども、いずれにしろ私どもの町はCO2削減、カーボンオフセット含めて低炭素の町づくりというようなことを訴えておりますので、そういった趣旨からも叶うと、検討に十分値する話ですので、あとはそれに付随して地域経済の中で、この圏域の中でお金が回れば非常にいいということも、もちろん効果としてあればいいことなので、その辺も含めてやはり前向きに検討してみたいと、今、直ちにそうですねということではなく

て、検討させていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） では、検討を要望いたしまして、今の質問を終わらせていただきます。

3項目めの1点目、風疹感染予防対策についてであります。

風疹の流行に伴う感染予防について、5月の広報びほろとか、また婚姻届け時に窓口で対応していただいているなど、また、平成23年度の対象者の1歳児、小学校入学前の幼児、中学1年生、高校3年生相当の接種率が美幌町は全国を上回っているという現状をお聞きしまして、本当に町民を風疹からのリスクから守る取り組みをしていただいていることに大変、感謝いたします。

さらに風疹患者が今週中に全国で1万人を超える見通しとなっております。このように広がっていくと免疫、抗体がない方を含め、過去に児童予防接種を受けたことがあっても、時間の経過に伴って抗体が減少することがあり、感染する可能性があると言われておりますので、年齢層に関係なく感染する確率は高くなってくると考えられます。

風疹は患者のせきや会話で飛び散る飛沫を介して移ります。また、風疹の免疫がない人の中に患者が1人いた場合、何人に移すかを示す指標ではインフルエンザは1人から3人であるのに対し、風疹は5人から7人と言われております。風疹のほうが感染力が強いことがうかがえます。

成人の風疹の多くは1週間程度で症状が治まると言われておりますが、中には風疹のウイルスによって脳に炎症が起き脳炎と診断されるケースもあるそうです。重症に至らないまでも40度近い高熱が数日間続いたり、血小板が減り、入院するケースもあるそうです。また、1週間ほど仕事ができなくなることが多いため、仕事や家庭にも支障が出てしまうとも言われております。

このような観点からも広報はもとより、さ

らなる注意喚起、予防接種勧奨を各事業所等に文書等を配付し、周知徹底をお願いするなど、またストップ風疹プロジェクトでは、プロジェクトに賛同していただける企業や団体、個人の方にロゴやバナー、ポスターを無料で配信しています。これらの情報も提供していただき、きめ細やかな対応で風疹拡大防止啓発活動を町全体ですべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今年度、特に都市部を中心に非常に感染しているということがあります。

もちろん、ワクチンの投与も大事でありますけれども、そこまでに至る間の啓蒙、啓発活動、これについても今、1回目で御答弁させていただいたような取り組みをしておりますけれども、さらにこの地方にも蔓延してくるというような可能性が多分あると思いますので、引き続きできることをしっかりと進めていきたいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） ぜひ、きめ細やかな啓発活動を要望いたします。

2点目の質問について再質問させていただきます。

風疹ワクチン接種の助成についてであります。風疹の感染者が道内で77人、北見保健所管内で4人が出たことに大変危惧いたします。それに流行は夏であります。それをかんがみても風疹からのリスクを回避するために、本町としても少しでもできることを行うべきと考えます。

20代の妊婦の御主人と風疹の流行に伴った話になったとき、風疹予防のワクチン接種の進めと料金の話をさせていただきました。一番先に発した言葉が「接種料金が高い」と言いました。

そこで私は風疹単独のワクチンは例年にない流行を報道でいち早く聞いた人が接種し、品不足になり、麻疹、風疹ワクチンの混合ワ

クチン対応になったので料金が倍近くになった話もしましたが、開口一番に「高い」という言葉を聞き、本当にそうだなと私も思いまして、本当にワクチンの料金、少しでも軽減できないものかと思いました。

また、ワクチン接種を助成している自治体もふえてきております。これからの未来を担って生まれてくる子供を風疹からのリスクから守りたい、守らなければならない、そのために本町でも最低でも妊娠を規模する女性、妊婦の夫を対象にワクチン接種助成を実施すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 近隣でもやり始めたいという意向のところあるようでありますけれども、これは爆発的に全国的に一部、局地的でなくて、いわゆる全国的に蔓延して感染していくということについては、やはりそれぞれの市町村、都道府県で取り扱いがまちまちだということで、やはりそういうワクチン格差みたいなのが出てくるということがあるので、できればこういったことは国がしっかりと予防策なり、ワクチンに対する助成というものを考えてほしいなという思いであります。

多分、これは大きな都市になると多分無理だと思えます。多分、額も大きくなるので、だから対象となる方が少ないところではやりやすいというものもあるのかもしれませんが、ただ今、テレビ報道や新聞報道を見ると本当に全国的な広がりがあると、特に危険なのは都市部を中心と言っているのです、それが広がる可能性は十分にあると思えますので、国が何とか措置していただけるような声も上げながら、助成できるかどうかについてはこれは研究してみたいなといけませんけれども、こういったときこそやはり国の出番ではないかなと思っていますので、私どももしっかり受けとめてまいりますし、国にもしっかり受けとめていただくような声も上げていきたいなと、そのように思っております。

直ちに助成できるかどうかというのは、これは今までもワクチン投与については基本的には重点化、選別化、我々としてはしながら助成すべきものについてはしてきたつもりであります。

とりわけ、子供さんが将来にわたってハンディキャップしようようなことにならないようにとのが第一に考えてきたわけでありますから、このことについてもそういった状況を見ながら研究をしていきたいと、そのように思っております。

ただ、国のほうのこういうところがまさに出番ではないかなという思いも片方で持っているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 町長と同感するところはあります。本当に国が率先してやっていただければって、そうは感じております。

しかし、今、この流行が例年にない流行が夏であります。それで、早いスピード感ある助成をするためにはやはり町が率先してやらなければ、今このとき、やはり町なのかなと、そういう思いに立っております。

ぜひ、助成をしていただきたく思います、町長いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、直ちにここということにはなりませんので、ぜひ御党の力もかりながら、政権与党でありますので、ぜひそういった声を地域からも上げていただきたい、我々も上げていきたいと、そのように思いますので、こちらのほうこそよろしくひとつお願いを申し上げたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 声は上げさせていただきました。

本当に本町としていち早い取り組みを期待して質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、3番中嶋す

み江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、13時40分といたします。

午後 1時24分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番坂田美栄子さん。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、2項目にわたって事前通告してありますので、具体的な説明をしながら質問させていただきます。

まず、一番最初に教育行政について。

一つ目としまして、教育委員会制度改革についてということで質問させていただきます。

教育委員会制度改革という言葉は聞かれるようになりました。国は、現行の教育委員会制度のもとで社会の動きやニーズに対応して教育を改革しようという意欲的な人が教育委員会に任命されるケースもあり、また教育委員会が首長と連携して学校支援、外部人材の活用、学校の教員の評価制度の導入など、積極的に行っていると思っています。

しかし、一方では多くの教育委員会において委員職が名誉職とは言いませんが、教育委員会事務局が行政事務中心となり、教育政策の政策立案機能や各学校の取り組みに対する助言や支援を行う機能を果たされていないといった問題が提起され、こうした状況を打開するために教育委員会のあり方について改革がなされようとしています。

教育再生実行会議の提言では、教育長が教育行政の責任者となり、権限を集中させ、教育委員会は教育長の諮問機関となり、実質的に解体される考え方も示されています。美幌町の教育委員会として今後の取り組み、考え方があればお聞かせいただきたい。

二つ目の道徳教育の強化についてです。

学習指導要領の改定案が公表され、柱となる道徳には小学校から中学校まで現在、週1時間が充てられています。指導が形骸化し、実効性が上げられていないとの指摘を受け改革案では授業時間をふやさないものの、全ての学校に道徳教育の中心になる教師を置き、計画的に指導する体制づくりを明確にしています。

指導内容を発達段階に応じて具体的に示し、それに合わせた教材もつくるといった方針が出されています。学校での道徳教育は必要であると思っておりますが、少なくとも道徳に関しては教師と父母で同じ価値観を持ち、学校だけの道徳教育だけではなく、家庭では家庭の役割としての必要性があります。

現在起きているいじめや学級荒廃などの対策に対する道徳教育も含め、当面の効果も考えるとともに、長いスパンでの取り組みが必要ではないでしょうか。今後の取り組み、考え方があればお聞かせいただきたいと思っております。

福祉行政について。小型電化リサイクルについて質問させていただきます。

使用済み小型電子機器等の最資源化の促進に関する法律は、日本における循環型社会形成を推進する法律のうち、小型の家電電子機器等の廃棄物抑制、分別収集、リサイクル等に関する法律で、2012年8月10日に制定され、2013年4月1日から施行されています。

小型家庭電子機器は大量生産、大量消費されている一方で、流行のすたれや機種更新、世代交代などにより大量廃棄されている現状にあります。電子技術の高度化に伴い、機器の電子素子に利用されている金属、希土類もレアメタル、レアアースと呼ばれているものが多用されています。

こういった希少資源を有効に回収し、再資源化を図るとともに、埋め立てて処分場の延命、含有されている有害金属の適切処理、不適切な廃棄を原因とする環境汚染防止するた

めにも取り組む必要があると思います。

ただ、自治体においての独自の定め、自治体において実施することになってはいますが、美幌町としての取り組みについての考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点についてお伺いいたしますので、明解な御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育行政については、後ほど教育委員会のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、福祉行政について小型電化リサイクルについてであります。本町ではこれまでのごみの減量化と再資源化をより一層推進するため、従来、一般ごみとして収集してまいりました小型家電について、平成23年9月1日より無料の回収ボックスを設置し回収を行っております。

回収開始にあわせて町広報、報道機関への紙上への掲載依頼を行うなど、町民への小型電化リサイクルへの理解を求め、周知を図りながら取り組みを進めております。

平成23年度での回収された小型家電は重量で6,086キログラム、平成24年では1万4,853キログラムとなっており、回収しました小型家電は専門の回収業者との契約により1キログラム当たり1円で売り払いを行い、少額ではありますが町の自主財源となっております。

現在、役場正面と廃棄物処理場の2カ所の回収ボックスを設置し、回収の取り組みを行っておりますが、今後におきましては町民への周知活動の強化を行うことや回収ボックスの増設などについても検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員

の御質問に答弁させていただきます。

教育委員会制度改革についてですが、国は21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移すため、本年1月に教育再生実行会議を立ち上げ、教育改革に向けた議論を重ねています。

4月15日に公表された第二次提言では、教育委員会制度等のあり方について、「地方教育行政の権限と責任を明確にし、責任ある体制を築く」「国と都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う」「地方教育行政や学校運営に対し地域住民の意向を適切に反映する」との方向性が示されました。

具体的には、首長が任免する教育長を教育行政の責任者とし、教育委員会は地域の教育のあるべき姿や基本方針を論議するとともに、教育事務の執行状況を設置する機関とするものです。

このような提言となった背景には、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間で責任の所在が不明確であることに加え、非常勤の委員の合議体である教育委員会では日々変化する教育問題に迅速に対処し、その責任を果たしていくには限界があるとの指摘があります。

教育委員会制度改革にかかわって、何らかの見解をお示しする立場にはありませんが、美幌町教育委員会の活動の一端に触れておきたいと思っております。

教育委員会では、毎月、定例の委員会を開催する一方で、新たな課題に直面したとき、早急な対応が必要なときなど、その時々状況に応じ参集し、教育委員会としての対処のあり方を論議の上、方向性を決定しています。

学校現場のみならず、教育行政を取り巻く環境は複雑多様化していますので、今後も的確で速やかに対応できるように体制を整えてまいります。

また、教育委員は首長が議会の同意を得て任命する地方公務員法に定める特別職である

ことを常に意識しながら、広い視野を持って住民の声に耳を傾け、あるべき教育に適切に反映させることを心がけているところです。

教育委員会の制度改革は法律改正を伴いますので、中央教育審議会での審議が必要となります。

既に文部科学大臣の諮問を受けた中央教育審議会では、本年12月までに具体的案をまとめることで論議を重ねていますが、いかなる結論になろうとも美幌町の教育行政に望む基本的な考え方は変わりません。

本年3月、本会議場で申し上げた平成25年度教育行政執行方針の実現に向け、教育環境と教育内容の技術向上を図るため、諸施策の推進に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

次に、道徳教育の強化についてですが、子供の心の成長にかかわっては自尊感情の乏しさや自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の未確立などの課題が指摘されています。

そのため、自己肯定感や他者への思いやり、節度・節制などの道徳性を養うとともに法やルールを意識を理解させる上でも道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を一層充実させることが喫緊の課題であると認識しているところです。

道徳教育を進めるに当たって教員と児童生徒、あるいは児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな経験を通して、児童生徒の内面に根差した道徳性の育成が図られるように配慮する必要があります。

特に基本的な生活習慣や社会生活上の決まり、生命を大切に作る心、他人を思いやる心、善悪の判断などの道徳性を身に着けることが重要と考えます。

道徳の指導内容は「自分自身に関すること」「他の人とのかかわりに関すること」「自然や崇高なもののかかわりに関すること」「集団や社会のかかわりに関すること」、以上四つの柱で構成されていますが、

各学校では道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成の上、学校教育活動におけるさまざまな場面を通じて指導に当たっております。

昨年12月には、道教委の事業を活用して特別非常勤講師を招聘し小学5年生を対象に道徳の特別教育も実施しています。

合宿中に転倒して大けがを負い、再起不能と言われたスキージャンプ選手がみずからのけがを克服し、奥様の急死も乗り越え、奇跡的な復活を遂げるまで体験談を通して生きることのすばらしさを学ぶために企画したのですが、児童一人一人の心に響く授業になったものと受けとめています。

また、文部科学省監修の心のノートは身に着けるべき道徳の内容をわかりやすくあらし、道徳的価値についてみずから考えるきっかけとなる教材です。

道徳の時間を初め、学校の教育活動のさまざまな場面で活用するとともに、児童生徒がみずからページを開いて書き込んだり、家庭で話題にしたりするなど、日常生活の中でも活用できることから、参観日や保護者懇談会の際に道徳の時間の授業を積極的に公開するよう、年度当初に学校長に指示を出したところです。

現在、道徳の時間は教科としての位置づけにはありませんが、ことし2月、国の教育再生実行会議は道徳教育の充実を求めるとの提言で打ち出しています。

具体的には教材の充実化を図るとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科としての位置づける一方で、教員全体の指導力向上を目指そうとするものです。

既に文部科学省では、道徳教育の充実に関する懇談会を立ち上げ検討を進めていますが、教科書の扱いや評価のあり方など課題はあるものの、道徳教育の充実に向けた具体的な検討がなされることは大変、意義深いものと考えているところです。

教育委員会といたしましては、国の動きを注視しつつ、道教委の授業を活用したすぐれ

た人材を招いての授業を実施、心のノートを活用した授業公開に加え、食べ物大切さや生産者の苦労を学ぶ食育と連携した取り組みの充実、家庭における生活リズムチェックシートの活用、学校の取り組みに関する社会教育プログラムへの参加など、学校教育のみならず、家庭や地域との連携、協力を図りながら、道徳教育の一層の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上、答弁をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 教育委員会制度改革について再質問させていただきます。

私も今回、教育執行方針なるものを初めて見せていただきましたので、いつも破れるほど見させていただいております。

新たな方向性について今、検討中ということでもありますので、大いに期待をしているところでございます。

教育は地域住民にとって身近で、関心の高い行政分野でもありますし、特定の見方や教育理論の過度の重視などによつての偏りが生じないようにする必要があることから、教育の専門を担うだけでなく、広く地域住民の意向で構成し、意志決定の仕組みが必要となつてきているのではないかと感じるところですが、私が言うまでもなく教育長としては十分、承知されて執行されていることと感しております。

特に、最近ではテレビとか新聞等で報道されているようにいじめとか自殺、殺傷事件等のさまざまな問題が起きていることから、対応の仕方が大きく影響していることも否めないのかなというふうに感じているところでございます。

今回、全国的に教育委員会に対して指摘されている問題点というのが出ておりましたので、紹介させていただきたいと思つています。これは全て美幌町に該当するものではありませんけれども、制度改革対象になるような内容

ということでちょっと紹介させていただきたいと思つています。

教育委員会は、事務局の提案する案を追認するだけで、実質的な意志決定を行っていないのではないかと、また教育委員会の意志決定の機会が月1回程度、短時間開かれる会議のみでは十分な議論がなされておらず、適時迅速な意志決定を行うことができていないのではないかと、地域住民にとって教育委員会はどのような役割を持っているのか、どのような活動を行っているかが余り認知されていないのではないかと、また地域住民との接点がなく、住民から遠い存在となっているのではないかと指摘があります。

あわせて、国や都道府県の示す方向に沿うことに集中してそれぞれ地域事情に応じて施策を行う指向が必ずしも強くなっていないのではないかと、そのような指摘があつて、これは美幌の教育委員会として全てを問題点として捉えているわけではありませんけれども、御答弁にありましたように教育行政は教育行政を取り巻く環境は複雑、または多様化しております。

今までも独自政策を持ちながら対応されてきていることは十分、理解しているところでございますが、本年12月にはまた具体的な方法が出されてきます。教育とは全国一律ではありませんので、地域性、環境性を十分配慮した教育が大事だろうと考えているところでございます。

そのための制度改革でもあるのかなというふうに理解はしているところでございます。教育委員会のメンバーにつきましては、すばらしい人材を発掘されていると思つているところでございますが、例えば子育て真っ盛りの若い方々にも参加していただく、やる気のある方にも公募していただく、公募してもなかなか応募に届いてくれないこともあると思つていますが、そのようなことも含めて委員会のあり方をもう一度見直す必要があるのではないかと、いふふうに考えているところでございますが、もし考え方があればお聞かせさせていただきたいと思つています。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 初めに教育委員会の問題点とか、一般的な部分の中でいろいろなことを言われているということでありませう。

私どもとしてはということ、美幌の教育委員会としては今、何点か5点ほどいろいろ指摘されたものについては、きちっと向き合っているのかなというふうには思っております。

例えば事務局の提案に対して追認だけではないかというようなことであって、このことについてはちょっと触れますと、ある意味では事務局が提案というよりも、やはり日常的に執行を任されている、教育長がどうきちっと委員皆さんに考えを伝えていくかということだというふうには思っています。

教育委員の人たちが何か施策をつくるということでは、私はちょっとないというふうには思っております。ですから、やはりこの中である意味では今回のこういう教育長が云々と言われるというのは、私は教育長ももっとしっかりせいよと、それぞれの教育長は、要は教育委員のメンバーではあるのですけれども、きちんとなあなたに任せるよと言われたときに、ではどういうものをきちんとして示して、きちんとそのことを受け入れて、そのことを実行に移すということをしちんとしていないのではないかというふうには思っております。

そういうことから考えれば、私はそういう部分ではまだまだ努力しなければいけないかなというふうには思っております。

それから、やはり中にまた言えば地域に住民に遠い存在というか、それはそうではないというか、やはり教育委員会の制度というのはまだまだ私ども教育委員会がPRというよりも、それは国とか都道府県ときちんどういうものかということ、もうちょっときちんとして私は積極的に伝えてほしいというふうには思いますし、私どもとしても教育委員会ということではあるのですけれども、よく言うの

ですけれども、教育委員会としてどう考えているということではなくて、美幌町としてどう考えているというふうには私はこのごろ言わせていただいているのです。

そのためには当然、町長ともきちんとして打ち合わせもさせていただいて、やはり教育をとこの部分に対して進める以上は、それは教育委員会ということではなく、一つの考えは美幌町の考えとして教育に関してはこうだというふうにはやはり伝える必要があるというふうには思っております。

委員をどういうふうにするかとか、それは私が言う話ではないと思うのですが、一つだけ言えば公募で選ぶという部分ではないような気がしております。やはりきちんとして、それなりの方々、言うならきちんとして教育に対してきちんとして考えを、理解を示して、それに対して伝えることができる人たちがやはりきちんとして示すことであって、その前段でどういうふうには意見を聞くとか、そういうシステムづくりはまだちょっと別かなというふうには思っております。

繰り返すにはなりますけれども、今の美幌の教育委員会については、私はきちんとしてやらせていただいていると思っておりますし、委員との協議についても本当に1時間くらいで終わる話ではなくて、かなり時間を割いて協議をさせていただいていると、その中での最終的決断を委員長に決めていただいているという状況でございます。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、教育長の答弁していた内容については、私もある意味、理解はしているつもりです。

ただ、公募につきましてはさまざまなどの情報を聞いたりしますと、教育にととても関心を持っている人たちの公募という意味で捉えていただきたかったなというふうには思うところです。

というのは、美幌の町については公募するということは、いろいろなところで関心を

持っている人たちなのでしょうけれども、私の思いとしたら本当に教育に関心を持つという意味での公募をしていただければ、活性化につながるのではないかと、新しい構想、発想も含めてこういうところも一つには改革の意味というのがあるのかなというふうに思っています。

私が申し上げたかったのは、例えば美幌の例ではありませんけれども、全国の中ではやはり教育に対して問題が起きているところでは若いお母さんたち、若いお父さんたちが積極的に自分たちの住んでいる町の教育のあり方をどうするかということも含めて教育委員会のメンバーと相談しながら議論を重ねてきているところもあるところ、そういうところも必要ではないかなというような、考え方の中の一つとして置いていただければというふうに思っております。

答弁の中に合議制というのがあったのですが、国が出しているのは教育長の下に委員会制度があって、教育長の諮問機関みたいな感じの一つの組織を私は想像していたのですが、本当にそういうことで進めていく上でのよさというのがあるのかなという思いがあったものですから、そういうところで質問をさせていただいたということにもあります。

美幌町の場合は、町長、教育長、それから教育委員会という意味ではうまくいっているパターンなのだろうなというふうには理解はしているところなのです、私としては。強調したかったのは、やはりどんな国の制度が改革されても、美幌町独自の、先ほど教育長が言われたように、美幌町独自の教育のあり方というものをずっと貫いてほしいなという思いを込めて今回、質問させていただいたところでございます。

いろいろなところで教育委員会というのは指摘を受けるところもあったり、苦言を呈する自治体も話としては伺っているところがあるので、自分のところと比較しているわけで

はありませんけれども、やはり教育というのは本当に人を育てるところなので、一番大事な部分であるということ強調したいという意味で今回、質問させていただきました。これ以上、追及することはありませんが、国の制度、どんなに改革されたとしても美幌町独自のすばらしい教育政策というものを全面に打ち出して、そこをずっと強調していただきたいという思いで、この質問は終わらせていただきます。

これに対して何か考え方がありましたら、お示しいただければ幸いです。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、坂田議員がおっしゃった部分においては、基本的にはやはり国がきちんと、今、学校教育の部分だと思えますけれども、やはり国が示した部分がベースでありまして、その中でやはり美幌町として、その中で個性とは言わないですけれども、地域として地域性をきちんと勘案して、どういう教育をそれにプラスアルファできるかというのは、やはり大事だと思えますし、何とかそういうような教育ができるよう努力していきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 二つ目の道德教育の強化についてということで再質問させていただきます。

先ほども言いましたように、教育執行方針を出されておりましたので、その中にも幾つか書かれておりましたし、理解をしているところでございます。

ですが、常に子供たちの健やかな成長を願って学校の教育目標に沿って、これでこれまで以上に規範意識や公共の精神を育てていくことを目指していることは十分、理解をしているところでもあります。

その柱となる道德教育には、小学校から中学校まで、現在は週1時間が充てられているわけですが、計画的に指導する体制づくりが

明確になっているのか、指導内容についても発達段階に応じて具体的に示されているのかという点にあるのではないかというふうに思います。

御答弁の中には、今まで取り組まれてきている内容が述べられておりましたので、成果についても上げられていると理解しているところがございますが、ただ申し上げたかったことは、本来なら学校の役割、家庭の役割があります。現在においては家庭の役割も学校が担っているという難しさ、大変さを感じているところではないかというふうに思っているところでもあります。

そこで、各学校に道徳教育推進教師が置かれている状況にあるようですが、その道徳教育推進教師が中心となって進めていっているのだらうと思うのですが、効果的に進めていくには校長先生のリーダーシップと先生一人一人の道徳教育についての重要性についての自覚、それをうまくコーディネートしていく道徳教育推進教師の力量も大切になっていくのではないかなというふうに考えているところがございます。

家庭の中での役割、またそういうものが話題となるような内容に仕掛けて取り組むことも大事なのではないかなというふうに思うのですが、その点について考え方がありましたらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 本当に道徳教育をどう進めるかというのは正直言って、本当に難しいというふうに思っております。

答弁の中で書かさせていただきましても、道徳の推進というか、進める教員も指定する形にはなっております。

ただ、その道徳教育の推進教師というのは特別な資格があるわけではなくて、教員の中から選ばれるという部分なのです。

ですから、その辺、本当に学校をどう進めていって、その学校力を高めるといえば、教育力をどう高めていくかという部分では、ある程度、学校の校長に全部、権限を

今、日本の中では全部委ねている部分があるので、この辺の制度をきちんと変えない限り、やはり私はなかなか思ったように変わっていかないのではないかなというふうに思っております。

確かに先生方のやはり思いもあるでしょう、でも誰かがその方向性を、誰かがということは学校をどういうふうにする、それからどういう教育を道徳教育をするという部分に関しては、それはその学校経営計画というのは当然、学校でまとめるわけですし、その責任というのは学校長がとるわけですから、そのことに対してきちんと従って、教員はやらしてもらわなければいけない、そこら辺がきちんとしないと私は全然変わっていかないような気がします。

ですから、これからこういうふうに今、御質問のことをきちんとやっていくためには、本当に教員は大変なのです。ただ、大変なのですけれども、実際、教員はやはりほかから言われたらおかしいですけれども、一般人とはやはりちょっと違うと思われるようなことも、全てではないですがあります。そういうところをきちんと認識したことを含めて、きちんと変えていかないと進んでいかないのではないかなというふうに思います。

その中で、また一つの道徳のスタートとしては、やはり基本的には家庭だというのは当然ですね、本当に最初から子供たちが生まれて、そしてその模倣というか、一つのまねとうわけではないですが、それはよしあし関係なく学ぶというならば、生活習慣がそこで決まっているわけですから、本来でいえば本当に急に小学校から道徳教育という部分の流れでは遅すぎるかもしれない。ある意味では本当に幼児教育の中から道徳ということに対してきちんとやっていかなければならないというのが、個人的にはそれはこのごろよく思うことです。

だからといっても、では今、家庭の中ではなかなかできない部分があるので、それはもう坂田議員のおっしゃったように学校にどう

しても結果的に委ねられる、そうなれば学校がどうやるか、そういった場合にはやはりきちんとこういう方向でやりましょうということで決められたものをきちんと生徒、先生方は進めていってほしいというのは、正直な今の気持ちであります。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今の教育長の言われていることは十分、理解しているつもりです。

ですが、現実にはやはり子供たちの道徳は何かしていかないと社会に出たときに、今いろいろ戸惑うというのもあるとあって、本当にどうしたらいいかというのは現実問題だと思うのです。

例えば、こんなことを言ってしまったら失礼な話なのですが、うちの娘たちも今、教員をやりながら本当に戸惑うことがいっぱいだと思うのですけれども、普通、家庭の中でできていることが、今、学校に来てそれができていないというのは、目の当たりにしているという現実があって、それで何とかしなければいけないという気持ちの焦りがあるのですけれども、それも現実に一生懸命取り組んだとしても改善の方向にいかない現実も見えてはいるのです。

だからといって、放っておくわけにはいかないのです、やはり若い先生方にももう少し努力してもらったら大変な話なのかもしれないのですけれども、例えば先ほど教育長が言われていました道徳の指導内容というか、そういうものの中で、例えば自分自身に関することとか、それから他人の他の人とかかわりに関すること、それから自然や崇高なものとかかわりに関すること、それから集団や社会とかかわりに関することと4点挙げられました。

例えば、それをもっと具体的に、例えばこれは私のちょっとした資料を見た中のことではありますけれども、主として自分自身に関することといえどもどんなことがあるかという

と、生活習慣、それから健康増進、それから節度節制も二つ目には目標、希望、勇気、強い意志、三つ目に自主自立、誠実、自己責任、四つ目には真理愛、理想の実現、五つ目には自己の向上、個性尊重とか、それが主として自分に関することという中に、こういう五つのことがあるよ、それから主として他人とかかわり関することの中には礼儀、適切な言動、人間愛、思いやり、信仰、異性への理解、関与の心、謙虚、感謝とか、そういうのをいろいろ四つの中にいろいろ分かれているものがあると思うのです。

例えばそれをイラスト的に、イラストでわかりやすく、どの先生が見てもわかりやすく、親が見てもわかりやすくといった、そういうものを配付して、こういうような道徳教育をやるので、家庭にも協力を求めるとか、そういうようなことがあってもいいのではないかという私の思いです。

ということで、今回、その学校と教育委員会だけで一生懸命やっても、なかなか成果が上がっていかないので、もっと家庭を巻き込んでいかなければならないな、その中に心のノートというものもあるのかなというふうに理解しているところなのですけれども、ただそれもやはり学校だけでやるのではなくて、答弁いただいたように家庭とどうやって密接にかかわっていくかということが大事なことかなというふうに思っているところなのです。

それで、今回、質問させていただいたのも教育委員会の中にも新しいメンバーになりますので、頭を切りかえていただいて、前向きにいろいろなことに取り組んでいただきたいという思いを込めて今回、質問させていただきました。

具体的なことは、また後で相談をさせていただきますながら、質問させていただきますけれども、私の思いとしてはぜひこんなことを考えながら取り組んでいただきたいという思いも述べさせていただきます、質問は終わらせていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、おっしゃられた部分については、私もそれは同感するところは多々あります。

ただ、その、今おっしゃったようなこと、きちっと教材も含めて方向性も私はもう出たものがあるというふうに思っております。

そのことを教材として学校でやってくださいと、ある意味ではやりなさいと言ったときに、それを教える、言うなら教員がそれを理解しているかしていないかという問題なのです。これをやはりきちんとやらないと、私は無理だと思うのです。

ですから、先ほど言っているいろいろ教育委員会制度の改革もあります、それから学校、私は本当に学校の改革をどうするかということは、もうちょっと国レベルでなくて、地域も、私は本当に考えていかなければいけない、本当にその学校と悪いですけども、一つの扉といたらおかしいですけども、何が行われているかということは、やはり町民の方が見ていただいて、どんどん行ってもらって、それはおかしいよということを、美幌町ではそんなわがままでできませんよと、そのかわり本当に新しい先生とか、一生懸命やろうとして悩んでいる先生方には、私は本当に手を差し伸べてやはり応援したいし、その結果、どうするかということも考えたい、またお金がかかるのであれば町長にそういうことをお願いしたいという、今、本当に言われていることは先生自体がやはり変わっていかないと、これは絶対よくならない。

それとやはり、きちんとした学校長の指示に従って、それは決められたことであって、それは職務なのです。それはきちんとやってほしいと私は思います。それをしない限りは絶対、美幌の教育も含めて日本の教育はよくなるというふうに思っておりますので、ただ一生懸命先生方に誠意を持って私たちは話す。でも、先生はやはり変わらなければどうふうに強く感じるところであります。

今後ともよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 次、小型電化リサイクルについて質問させていただきます。

小型電化リサイクルについては、このリサイクルの法制度化のねらいはどこにあるかということは、最大のポイントは小型家電のリサイクルを実施しなければ直ちに大きな問題が発生するわけでもないということですが、だからといって誰かに義務を課すわけでもない、それぞれの関係者が強みを持って生かして協力することで、地域の実態にあわせた形でのリサイクルが実施できる、促進型制度の構築を目指すことを意としているものだと思います。

小型家電のリサイクル制度の特徴は、消費者や事業者に新たな負担や義務を課す制度ではなく、従来の廃棄物処理制度では難しかった自治体のリサイクル事業者が柔軟に連携したリサイクル推進することがねらいとなっているようです。

リサイクル対象となる小型家電の種類については、国がリサイクルを推奨する特定対象品目を法制定後に指定することになっておりましたが、現時点の候補は9品目となっております。

多くの小型家電が対象となっております。現在の資源価格では一部の小型家電や金属ごみはリサイクル事業者が有価で買い取りができる状況にあるので、小型家電を選別するコストをかけても、トータルのごみ処理コストが削減される可能性が高いと想定され、自治体やリサイクル業者の双方にとってもメリットのある仕組みとなっているという内容でございました。

従来、このような役割分担は有価で買い取りできないと廃棄物処理法の制約から制度上難しかったため、法制度を整えることで取り組みを促すこととなりました。

そこで、美幌町でも答弁がありましたように平成23年度から回収しているということで答弁いただいております。ただ、回収業者

との契約で1キロ当たりの金額は1円の売り払いということですが、せっかく取り組んでいるのであれば、やはりもう少し町民への周知活動と回収ボックスを増設するという働きかけは必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ボックスは役場の正面玄関のところに、多分、見えていると思いますけれどもブルーの箱が置いてありますので、あとはこういうチラシもつくって皆さんにお知らせしているというので足りないという御指摘でありますので、機会を見つけてまた周知に取り組みたいと思いますけれども、ボックスがもう一つ登栄の処理場にあるので、それでこれもちょっとわかりにくいと言えわかりにくいので、たった1円とおっしゃったけれども、1円でも積もれば山となるので、平成24年度でいうと1万5,000円ぐらいになっているのです。

こういうものを使って、ボックスをふやしていただけるかどうかは、それは置いて、置かせてくださいといった業者のところにちょっと相談してみながら、こういった町民の皆さんが廃棄物として出したやつが、それを有価物として引き取っていただいた、そして町にお金が雑入で入ってきたと、そういうものを使ってできるのであれば、そういうことも可能だと思いますし、むしろ進めないといけないと思っておりますので、啓蒙啓発、それからボックスの造設、これについては前向きに考えて、どうできるかはちょっと回収業者の方とも相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、町長が言われたようにたった1円といえども、積もり積もれば山となるという意味では、大事な取り組みではないかなというふうに私は思っているところであります。

それで、回収方法としては今、2カ所しか

ないのですけれども、例えばボックス回収、ステーション回収、ピックアップ回収とか、いろいろ考えれば出てくるのかなというふうに思うのですけれども、やはり町民の方々が小型電化のリサイクルをするためにどこかにボックスがあよということがわかれば、やはり協力してくれる体制というのはすぐできてくるのだと思うのです。

先ほどチラシを見たのですけれども、字がいっぱい書いてあるとなかなか、何だこれかという感じになるので、やはりわかりやすいイラスト入りの、イラストもついてたような気がするのですけれども、もう少しわかりやすいものを皆さんに配付したりして、そういう回収方法を徹底する必要もあるのかなと、PRする必要はあるのではないかなというふうに思いますので、今後の取り組みに期待をしたいと思います。

これ以上、質問はありませんけれども、期待をしてやめさせていただきます。終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 期待に応えられるように検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、14時50分といたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順に発言を許します。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君）〔登壇〕 それでは、さきに通告しました一般質問に入らせていただきます。本日は、大きく2点について質問します。

まず1点目であります。放置自転車対策についてであります。放置自転車対策について

は、細かく2点に分けております。

まず1点目、町内での放置自転車の実態と対応についてであります。町内では、自転車の放置が見受けられますが、その実態と対応についてお聞かせ願います。

特に駅前に設置している駐輪施設においては、通路への駐輪や駐輪場への放置される自転車が後を絶たない状態であり、利用者への啓発等について対応していることがあればお聞かせ願いたいです。

さらに2点目、保管、撤去、処分等への法的処置の検討についてであります。中学生までは通学自転車の登録をしていることや、自転車の購入の際に届けられることができる防犯登録から所有者の確認ができ、交通安全の面からもある程度の対策は行っていると認識していますが、放置された自転車については処分が制限されていると思います。

この対策には、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」で定めるところにより、処分するには市町村で条例を定めることが必要となっており、美幌町においても法的な措置を可能とする条例制定が必要とも思います。今後の対応についてお聞かせ願います。

続きまして、大きく2点目であります。

私も町会議員になりまして、農業委員会に対する質問は初めてなものですから、ダイレクトで農業委員会での農地の取り扱いについてということで、細かく3点に分けております。

まず1点目であります。農業の拡大に伴う農地の売買の現況と課題についてであります。

農業の拡大に伴う農地の売買の現況と課題については、町内の農業、生産者においては、その実数の減少もあり、耕作面積の拡大化も進んでいますが、そのような場合の農業委員会として対応する農地の売買の現況、課題並びに売買の流れについてお聞かせ願います。

2点目であります。美幌町の農地の町外者

所有の実態についてであります。

耕作地については、多くの所有権者が存在しており、当然、その多くは町内の耕作者のものと思われませんが、町外者の所有となっている農地はどの程度の面積となっているかお聞かせ願いたい。

また、その理由としてあっせんや農地法3条での、農地売買の実態と面積、人数等の実数についてお聞かせ願いたいです。

最後となりますが、今後の農地集積化交換分合についてであります。

農業者の高齢化に伴う離農や、さらに後継者が不足する場合に重ねて営農の効率化に伴う農地集積化、交換分合について今後の対応等についてお聞かせ願いたい。

以上、よろしくお願います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 松浦議員の質問にお答えをいたします。

農業委員会での農地の取り扱いについては、後ほど農業委員会のほうから答弁をさせていただきますと思います。

初めに、放置自転車の対策について、町内での放置自転車の実態と対応についてであります。実態につきましては駅前広場の東西にそれぞれ駐輪場が整備されていますが、西側の駐輪場利用者が多く、約100台駐輪できる駐輪場に祝祭日で約70台の自転車が駐輪し、平日においては約120台の自転車が無秩序に駐輪されて、歩行者通行を妨げている状況にあります。

対策としましては、平成15年11月に町民から駅前の自転車置き場に多数の自転車が放置されているので、対策を講じてほしいとの要望を受け、関係機関及び団体において駅前放置自転車対策会議を開催し、駐輪場を利用している生徒がいる学校への指導依頼及び定期的な利用改善に向けた取り組みを行い、JRとも協力し継続的にマナーの徹底を図ってきたところであります。

今後につきましても、町民の自転車の放置に対する意識を高めるための指導及び啓発を

行い、自転車等の放置防止対策に努めてまいります。

法的措置の検討につきましては、私人の所有権の及ぶ自転車を撤去、廃棄処分することは所有権の制限、侵害に当たるため、法的権限が必要となることから、既存の法令を活用して遺失物及び廃棄物として処分する方法を検討しましたが、手続き等の運用に無理な部分もあります。

このことから、放置自転車を撤去できる条例の制定を検討しているところでありますが、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律において、放置自転車とは自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等と規定されていることから、駐輪場に置かれている自転車は放置自転車とならないため、駅前広場の所有者である北海道と管理に関する協定を整理し、駅前駐輪場の管理に関する内容も盛り込んだ自転車等の放置防止に関する条例を制定し、放置自転車対策を実施する考えで検討していますので、御理解をお願いを申し上げます。以上、答弁を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 鈴木農業委員会会長。

○農業委員会会長（鈴木幸往君）〔登壇〕

それでは、松浦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、農業の拡大に伴う農地の売買の現状と課題についてであります。農業の機械化、また大型化は近年、大きく進んでおります。それに伴う経営規模拡大も進んできております。

農業の規模拡大により、農地を取得し経営の拡大を図る農家がふえてきております。特に、後継者のいる農家が多くなってきております。

また、今後の課題といたしましては、優良な農地はすぐに買い手が決まりますが、傾斜地や不成形な条件の悪い農地についてはすぐに買い手が決まらない場合もございます。

また今後、どのような取り組むべきか課題になると思っております。

次に、農業委員会の行っている農地の売買及び賃貸借についてですが、これは農業経営基盤強化促進法に基づき行われているもので、一般的に農地のあっせんがこれに当たっております。

まだ農地のあっせんの流れですが、農地の売り手が農業委員会に農地のあっせんの申し出を行い、委員が農地の評定をし、続いて買い手の希望の募集を行い、農地のあっせんの諸条件に照らし合わせて買い手を決定するまでが農地のあっせんの一連の流れであります。

次に、美幌町の農地の町外者所有者の実態についてですが、現在、美幌町の町外者所有農地の面積は約475ヘクタールとなっております。

町外者所有の農地のほとんどは代々引き継がれてきた農地であり、農地法第3条による美幌町の所有者から町外者に売買された面積については現在まで約56ヘクタールで、5名の町外者の所有としております。

次に、今後の農地集積化、交換分合についてですが、現在、美幌町での農地あっせん活動の中において、農地の集積化を考えた農地のあっせんを行っておりますので、今後、規模拡大農家に対し効率的な農家の集積を図ってまいりたいと思っております。

また、交換分合については、現在まで農地のあっせん活動により農地の集積化が図られてきておりますので、改めて交換分合の実施は考えておりません。

以上で、答弁をさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それではまず、大きく1点目の放置自転車についてから再度、質問したいと思います。

実は放置自転車につきましては、私も今は駅前に住んでおりますが、当時は子供もいまして盗難に遭ったり、また同じく盗難の被害

をなつた保護者の方もいまして、それで僕も駅前に行きましてこの実態を調査したと。

最近になりまして、町内に点在している放置自転車についても町民から対策についてどうなのという質問等もありましたので、今回、あえて駅の実態を中心にこの放置自転車対策について検討に入れたいのかということ御質問しました。

実は、ここに書いてある平成15年町民からという部分がありまして、実はこのとき私もこの町のほうに申し入れたメンバーの1人でございますので、平成15年度、それ以降、数回に分けて駅の自転車対策ということ当時、悩んだのが駅前の広場だったのですか、今ある駐車場が道道でありますので、道の管理と、駅前の敷地は当然、道の管理ですけれども、町の建設部が管理をすると、駅にある観光協会、また駅の林業館だとか、駅内については経済部、駅側の建物は当然JRということと、通学に際して自転車等乗ってくる子供たちの自転車については当然、子供、もしくは保護者のもの、駐輪場については道の設置なものですから、駐輪場の建物については道の管理と、そこの警備だとか、防犯灯については警察の手によるものということになりまして、駅の部分だけでも相当の管理者ということで、当時、たしか平成15年、当時、担当の課長を中心にこの対策どうなのかということで、当然ここに書いてあるとおり、駅前放置自転車対策会議等を開きまして警察だとか、道だとか、そしてここに書いてあるとおり子供たちが通っている学校、そういうところにも相当数お願いいたしまして、その年の冬にチラシ、もしくは通知しまして自転車を撤去したと、たしかこのとき100台ぐらいになったのではないかなと思うのですけれども、それ以降、また数年後に同じことが発生して対策を練ったと、ただ近年、役場の担当の方の話だとか、当時の話を聞きますと、やはり撤去、もしくは移動に当たりまして、それなりの法律があるのではなからうかということになりまして、それで現在、再

度、ことしについてもまた三、四十台ずつ放置の部分がたまりましたので、その対策について打つ手ないのかということをお考えました。

結果的に先ほど2回、役場からも答弁受けていますけれども、この自転車の利用促進の法律というのが既にできていまして、この中には残念ながら各自治体での対応を願いますという国の法律なものですから、私もこの法律が、この当時からあることが、この間詳しく理解できまして、実際、国のほうの問題より市町村で対応できることは、市町村で対応してもらいたいというような文面なのかなと思つて読みました。

実際、後を絶たない、先ほど教育委員会の一般質問の中にも道徳という問題があったのですけれども、子供たちが毎年、北見に通学したり、あとは一般社会人の方も結構、通勤に使う方もいまして、自転車が駐輪場に入り切らないです。当然、空いていてもなかなか入れないパターンもありますけれども、ほとんどの自転車が入り切らない状態のまま駐輪場が埋まっています。残念ながら毎年、放置されている自転車がありますと、北中の登録番号だとか、美中の登録番号だとか、通学で使っていた、要するに中学時代まで通学に使っていた子供たちは意外と整備しているのです。

ところが、撤去されない、要するに年度超えても残る自転車のほとんどがシールも防犯登録もないままなのです。よく見ると通学、高校生の通学、社会人の通勤も含めて防犯登録も何もない自転車というのがほとんど残されている状態だというのが気づいたのです。であれば、一体何が原因なのかなと。

実際、ここで1回目、確認とりたいのですけれども町内、駅に限らず町内でこのように放置自転車の苦情なり、撤去依頼というのは年間どのくらいあるのか、もしくは発生連絡もあるのかないのかも含めてまして、実態の中でどのぐらいつかんでいるのか、もし実数がわかれば。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 実質、実態なのでございますけれども、駅前に関しては議員、御存じのとおり過去2回、そういった形で放置自転車について16年については撤去45台、それから23年については撤去15台という形の部分でしております。

その後、ほかのいろいろな部分については逆にいいますと、魚無川に放置されているとか、せせらぎ公園に投げているという部分について、それはうちの管理上で見つけて関係機関のほうと連絡をとって処置しているという部分で、大体ほとんどが駅前の部分で、いろいろな形の部分で連絡というか、いろいろなことをお聞きしているという形の部分でございます。

他のいろいろな駐輪場とか、そういう形の部分の放置自転車については余り見かけないという形でございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） よくわかりました。

それでは、総括というよりは続きまして、実際、この自転車が僕から見えてしまてまだまだ乗れる自転車も投げていると、逆に再利用もできるのではなかろうか、ただ所有者も占有権者もわからないという状態でもったいないなというのも一つあります。

今回、質問の中で、回答のほうですね、2番目のほうでしっかりと条例制定どうですかということ、もう条例制定に向けて頑張りますということなので、この質問は先に質問する必要がなくなるのかなというような実態なのでございますけれども、この文面の中に駐輪場等に置いている自転車についての法律の制定がなかなか難しいのではなかろうかということも書いてあるのですけれども、実際、北海道と駅前の駐輪施設について管理の契約しているのかなと思うのですけれども、実際は駐輪場の管理を受けているのか、それとも駅前の歩道の管理をどのように受けているのかという部分で、駐輪場を中心に道との管理の部分で何か述べられることがありましたらぜひ、

ちょっとほしいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 駐輪場に関して、それからその部分の管理協定の部分については、きちとした文面の部分がございます。

それで、うちのほうも今回の部分、御指摘をいただいた中でいろいろな部分の中で勉強させていただきまして、当然、そういう啓蒙だとか、そういう形の部分が必要だということについて条例を制定する中で、一気にいこうという形の部分で頑張りたいと思うのですが、そのほかに北海道とも協定について、駅広のいろいろなそれぞれの自治会のほうからも今ある花壇だとか、いろいろなロータリー部分のいろいろな部分についていろいろ陳情があるのですけれども、基本的にその部分の協定について実態を調べてみますと、詳細な部分の中できちっと整理されていなどと、あくまでも協定はその駅広の整備事業に伴ういろいろな部分の中でされておまして、今回、この機会に当然、条例制定する段階で管理者としての北海道の部分も協議を進めていきたいと思っておりますので、この機会を含めてきちとした協定にしていきたいというのが思いでございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今の建設水道部長より、この条例について前向きな答弁を受けましたので、近いうちにいろいろな意味で、いろいろな協議がなされるのかなと、ぜひ条例も条例ですけれども、啓蒙活動を進めてほしいなと、本当に年に数人、僕に言うてくるのは数人なのですけれども、本当に自転車の盗難も発生しまして、意外と警察のパトカーもそれについての警備でしょっちゅう来ているのです。結構、通報行っているのではないかなと思うのですけれども、僕の実は息子が自転車なくなりまして、運良く稲見の奥で放置されているということで返ってきたのですけれども、きちんと中学校のときに防犯登録だとか、通学用の自転車登録していたおかげか

などと思うので、そういうところを含めまして、やはり町内の自転車の購入なさるとき、その防犯登録等も効果あるのかなと思いますので、ぜひそちらのほうも条例の制定と別に啓蒙活動してもらいたいと思いますので、以上でこの自転車についての近いうちに改善されることを期待しまして、質問を終わります。

続きまして、いよいよ僕も初めてなのですが、けれども、農業委員会に対する質問ということで、ちょっと緊張はしていますのでよろしくお願いします。

実は今回、農業委員会のほうに質問をした利用は、私はもともと農業の考え方に対して小さくやる農業と効率図る農業の違いがあるのではなかろうかということで、特に畑作等の大きく面積必要な場合は大きな畑の農業経営が必要であると、野菜等についてもいい畑をきめ細かく、いいものをつくる、集合体の農業政策つくるべきという関連でもって、今、いろいろな農家さんが話をしたり、聞いたりしています。

2月に実は農業の法人化と6次産業だとかという勉強会をやりまして、その中でやはり経営が経営側から見る場合はやはり農地の有効利用というよりは、経営の質を上げるためには機械化の中においても償却の金額等出てきますけれども、あくまでも効率図る農業経営を優先して考えるべきという形が、今、いろいろなところで叫ばれている中で、美幌町の実態はどうなのかなと、たしか美幌町の耕地面積だったら約1万町歩とありますけれども、実際の畑としては耕作面積、多分9,000町歩切っているぐらいかなと、その中で実数でいっている美幌町の専業農家さんの耕地面積21町ぐらいだと。多分、管内でもこの面積については低いほうにもなっているのかなと。

実は、津別町は今、たしか5法人集団化するというので、津別と農協の組合長も合同化に走ったはずなのです。本岐から向こうに来る木樋のほうも6件の農家さん集まって、

もう10年以上合同化ということで、それなりの畑の面積がふえていると、その中でその地区以外の畑の所有も可能なものですから、どんどん畑が今、ふやしているということで隣町が畑の耕作面積大きくして効率化図ろうということで動いているということも5年前からの方策を聞いていますので、いよいよ美幌町もそのような政策の時期が来るのかなと、これについては農地の整備だとか、合理化だとかというのは美幌町の政策になりますので、今回はその政策を見きわめる前に、今現在、現況として農業委員会での農地の取り扱いがどうなっているのかを先に確認しようと思って質問をいたします。

それではまず、第1点目の農業の拡大に伴う農業の売買の現況と課題というところについて再質問をしたいと思います。

回答にあるとおり、農業の拡大化ということで、当然、美幌町も700以上あった戸数が今は300の後半ということで、当然、農地もふえていると、残念ながらもともと水田湿地帯については、もともと畑が小さかったのでなかなか面積が大きにならない、当然、もともと入っている農家さんの数も多かったということもあるし、当然、水利権がついている畑という形での部分がありましたので、所有面積がやはり20町にならないのはいかなと。

ただ、その他については既に20町の後半から40町、大きくては80町の農家さんもいるということの中で、拡大はしているのだなと思います。

ただ、農業の美幌町の統計等から見てきますと、後継者対策だとか、離農の件数を考えますと、多分これからまだまだ農地の集積化が進むのかなということで考えたときに、ここに書いてあるとおり傾斜地だとか、不整形な条件の悪い農地が買い手は決まらないとは書いていますけれども、こういう悪いところでなくても、ある程度の農業者の離農だとか、後継者不足から考えていった場合、優良農地が適正にきちっと生産畑として管理され

て、生産効率上げれば畑が少なくなっても僕は収穫量がふやせるのかなといった場合、農業委員会として今、現在、農地の売買についてどのような形をとっているのかという部分が非常に聞きたくてしようがなかったのものですから、今回、質問をいたします。

まず、1、2、3通じまして書いてある内容の中で、どうしても僕は農業者でないものですからわからないのは、農地の売買が発生した場合、あっせんという形で農業委員会で売買していますよというのですけれども、多分これは農地移動適正化あっせん基準という計画があるのかなと思うのです、これは国のほうの法律でそうしなさいということなのですけれども、現在、美幌町の農業委員会であっせん等があった場合、ここに書いてあるとおり農業委員会に申し出てあっせんしますよとなっていますけれども、多分、優先順位は農地面積は少ない人からかなと思うのですけれども、この手順についてももう一度ちょっときめ細かく教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） あっせん農地が出た場合のあっせんの手順につきましてですけれども、大まかな部分は先ほどうちの会長のほうから御説明をいたしました。

なお、詳しくということなのですが、まず何らかの理由で農地を売らなければならない農業者が出た場合、農業委員会のほうにあっせんということで誰か買い手を探してくれということであっせんの申し出があります。

申し出が出た場合、そのあっせん農地の存在する地区の農業委員がその農地のあっせん申し出を受け入れまして、その農地の評定を行います。

この評定につきましては、美幌町を四つのブロックに分けております。4ブロックございまして、1ブロックに対し4名から5名の農業委員が在籍しておりまして、その委員たちが農地の評定を行います。

農地の評定を行いまして、農地の反当りの単価を決定し、それを申し出を行った農家さん等に表示しまして、それでいいよということになれば、地区の農業者に対しましてこういう農地が出たのだけれども、希望する人はいませんかということで説明会を開きます。

その中で、希望する農業者が出た場合、複数名出た場合は委員の中で議員おっしゃったとおり、あっせんの条件がございまして、それに照らし合わせながらその買い手を絞り込みまして買い手を決めると、買い手が決まった時点で契約ということになりますので、売り手、買い手双方ともきちっと決まった、決まればあとは委員会のほうの総会に契約をかけまして、それで議決を得れば、これで成立ということになります。

大体それがあっせんの一連の流れとなります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 農業委員会さんに対する質問ってなかなか機会がなかったものですから、細かく、まだ30分ありますので。

まず、1個1個聞きたいのです。津別町と大空町、たまたまインターネットを見たら地区ごとの購買価格出ていまして、おおむね反当り何ぼという数字が出ています。美幌町の場合は今、事務局長、委員会内部で単価設定するとなっていますけれども、その単価設定というのは、どのような基準なのか、もともとの基準があるのかなと思うのですけれども、概略で結構なものですからお答え願います。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 地区別土地評価定額一覧というのがございまして、美幌町8地区に分けまして、それぞれ評定基準価格というのを委員会のほうで設定しております。

その法定基準価格に基づきまして、その売り手、あっせんの出た農地に対し評定価格を

決定するというのでやっております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それでは、売の方は当然、自分の畑は何ぼで売れるかというのは、もう当然、その段階ではわかっているということでもいいですか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 評定基準価格というのは公表しておりますので、自分の農地、例えば豊岡であれば豊岡の基準価格というのがありますので、大体その値段はわかると思いますけれども、先ほど申し上げました評定する場合に形上とか、その畑の状態とかで決めていきますので、必ずしも評定額どおりの額になりませんので、あくまでも参考基準価格ということになるので、売りに出して農家さんがあらかじめ大体の値段がわかるということとはございません。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それではたまたま、その売りに出る畑が第三者に小作で貸していた場合、その場合は優先権者は誰なのか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 小作というか賃貸している農地につきましては、あっせんで賃貸している場合、先ほど答弁いたしました農業経営基盤強化促進法の中であっせんをして、賃貸を受けている場合は、その賃貸を受けている方が一番最優先されます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 細かい質問なのですが、次に、たまたまその畑が近年、畑総合計画だとか、育成基盤整備だとかで町の負担金があった、整備事業があった場合、その部分に土地の売買価格は上乗せさせられているかどうか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 土地

改良事業を行った農地につきましては、あくまでも評定は農地の現状の状態を見て評定をしていきますので、当然、土地改良事業を行えば農地自体は事業を行うことによって現状はよくなっておりますので、当然、評定には反映されることにはなりません。

土地改良事業をやっているから農地の評定について云々ではなくて、当然、土地改良事業、農地を維持するためには土地改良事業をやっておりますので、例えば農地が湿気るといふことであれば、土地改良事業の中で暗渠工事をやります。その暗渠工事が例えば10年前にやったのか、5年前にやったのかということではなくて、今現在、その土地改良事業はやっているのだろうけれども、畑の水はけはどうかというような形の中で評定を行っております。

だから、当然、土地改良事業をやった畑の状態がよくなっていけば評定にはよくなりますので、当然、土地改良事業をやったれば評定に加味されているということにはなっております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それでは、近年、土地改良事業がありながら議論する予定もあるということで、その土地改良事業を受けなかった畑については、当然、評価は上がらないということでもいいですか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 大体そのとおりですね。極端に値段がどうのこうのというわけではありませんけれども、当然、土地改良事業をやっていない農地につきましては購入された方が土地改良事業を行わなければならないとなりますので、その分やはり費用がかかってくるということにはなりませんので、当然、土地改良事業をやっていない農地の現状は余りよくありませんので、評定には差が出てくることとなります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ということは、そう

いう形を考慮してしまった場合、今後、買う方も改良事業等やっていない、どちらかというところと条件の少し悪い畑を買わざるを得ないことになるというのが現状だというふうに認識していいですね。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 離農というのですか、農家をやめる、来年やめる、再来年やめるというふうな形の農家さんというのはなかなかおりませんので、「おれやめるから土地改良事業しない」というのは、なかなか委員会としてもそういう農業者の方に当たったことはございませんので何とも言えないのですけれども、必ず農業者につきましては土地改良事業、畑を維持していくためには土地改良事業を行いますので、客土にしろ、区画整理にしろ、暗渠にしろ、その必ず行いますので、その部分はやはりいつやったのか、どういう状態でやったのかということは評定の中で話し合いの中には出てきますけれども、今の状態が畑の状態がどういう状態なのかということに重きを置いて評定は行っています。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） たまたま今、話を聞いていまして、やはり畑がいい畑が適正価格で生産畑として有効利用できるということが、農業委員会のほうでもきちんと押さえているはずだということの確認をしようと思って質問をしたのです。

実は、いろいろな文献を見ますと農業委員会等のあっせんの中で出てくる言葉の中で地区内での標準価、畑価格の標準価という言葉も出てくるのですけれども、これについての先ほど4ブロックだとかという話だったのですけれども、そういう部分での標準化という言葉の中に、いろいろな町村を見ますと経営の経営体というのですか、畑作野菜複合市だとか、経営形態に応じて平均面積等の指数が出ていますけれども、美幌町の農業委員会として今までの売買、最近の売買でいいのです

けれども、この標準化の数字と押さえている地区の標準の数字と大体、その辺についての適合しているということは言えますか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 営農累計について、何ヘクタール以上で畑作中心なのか、畑作と酪農なのか、野菜なのかという部分は委員会のほうでも農政のほうから資料等いただきまして、それに合わせた形のあっせん。

やはり、規模拡大する中で営農累計に1に近いのか、2に近いのかという部分の中で、この農地がAさんのところへ行けば累計がこういうふうになるという部分は、ある程度、そのあっせんの中で加味した形の中では行っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 僕は畑を所有することも今できるわけではないのですけれども、実際、農業委員会のあっせんということはよく聞くものですから、このあっせんするとき内容だとか、全て公表になっているのかなとは思うのですけれども、そのあっせん価格、あと委員の方がその標準価格を決めたときの設定の基準値だとか、あとは他の地区の委員が決めたときの売買例だとか、いつでも見れる状態なのかどうか、これをちょっとお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 他のブロック、4ブロックありますけれども、それぞれのブロックの売買実例だとか、そういうのは見れるようにはなっております。

それで評定に差が出ないように、一応、委員の中で全員である圃場を例題にその評定の勉強会とかを年2回ほど実施をして、その委員、評定にばらつきがないようにするにはしております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それではちょっと話

題をちょっとだけ変えまして、今4ブロックということを知ったのですけれども、僕は美幌町民なので、どこの土地でも宅地なら買えるのですけれども、今、話した内容でいくと、仮に1のブロックの農家さんが売ると言ったときに、3だとか、4の人があつせんを受けられのかどうか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） あつせんにつきましては、あつせんの出た農地の地区、例えば福住からその農地が出れば、福住地区の農業経営者に対してまずあつせんをかけます。それが、それをかけてもしなければ、また広げるといふ形になります。

議員の御質問ですけれども、確かに美幌町の農業者であれば、美幌町の農地どこでも買えます。ただ、あつせんということになれば、違う地区からその別の地区の農地をあつせん出ているから、おれにもあつせんの仲間に入れてくれといふことは言えるのですけれども、それは先ほども答弁の中で集積を図ってやっていることなので、出た農地の地区の農業者に対して優先的にあつせんを行っている。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） なるほどですね。

そうすると、たまたまその1のブロックの買う方がいなかった場合は、あつせんの場合は他方もあつせんされると、ですね。

あつせんの場合と言ったのですけれども、あつせんでない場合で買える場合で買える場合というのは3条の話なのですか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） そのとおりです。

農地法3条であれば、お互いの売り手さん、出してさんの話し合いの中で決めますので、地区が違っていても3条の場合は売買をするのは可能でございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ということは、僕は1ブロックの売り手で、他の4ブロックの人が僕と3条で契約して、その方が4ブロックにしながら1ブロックの畑を買ったと、3条で買ったのですよね。

逆に今度は4ブロックの中であつせんの用地が出た場合、その3条で買った人も今後はあつせんとして同じ4ブロックの中でも畑買えることは全然可能なのですよね。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） そのとおりです。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 何を確認するかといいますと、今後、農地の合理化という経営の合理化だとか、農業の法人化、もしくは共同化となった場合、上の地区には取れているもの以外の違うもので補おう、もしくは下の地区で取れているものを他のもので補おうとした場合、どうしても同じ低台、高台ではなくて、高台では低台を買ったり、低台が高台買ったりということで、そのように美幌町も意外と場所によって季節の影響で若干、作物の育成がずれますので、そうすると美幌町の農業を強くするためには、広域なところに畑を持つべきかなと、その場合、生産法人という場合でも農業のあつせんを受けれるのですけれども、そうすると1ブロック、2ブロック関係なしに、今はまだ美幌町に生産法人が少ないものですから、余り大きな動きはないのですけれども、今後は生産法人となれば1から4のブロックにまたがって農業の拡大だとか、効率を図るといふ部分では農地は自由に買えるという判断でいいですか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 委員会のほうでも農家の法人化というのは進めて、啓蒙、啓発して進めているところでございます。

今、議員おっしゃるとおり、1農家1法人

ではなく、やはり複数法人化というのが今後の農業の拡大に伴う非常に重要なところだと委員会のほうでも思っております。

それで、複数法人化ということになれば、法人に加わっている農家が固まっているのではなくて、広い範囲の中で自分たちに合った農業をしながら、その6次産業だとか、そういう部分でやっていくような形になってくれば、4ブロックの中で、例えば4ブロックの中で一つずつの農家が4農家が複数法人立ち上げれば、それぞれのブロックで農地を取得して、法人の中で考える農業をやっていることも可能だと思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ならば、今後まだまだ美幌町の農業の経営体を改善して、大きくできることも可能ということで判断できますね。

続きまして、たまたま今回、回答の中で町外者の所有の農地もあるということになりますと、たまたま町外所有の方がさっき言った農業の基盤整備事業やった場合、その保有面積を利用して美幌町の負担金も出てきますので、そうなると約470町が町外となると、470町に及ぶ事業の場合は、美幌町の賦課金がそこに応分のお金を出すということで、まずいいですか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） そうですね。美幌町の土地改良事業に参加して、自分の農地を事業の中で改良すれば、やはり美幌町の負担が出るということで間違いございません。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 概数ですけども、470町が町外となると、470町の売上高が美幌町のJAではなくて、その所属している方の町の農業生産高となると、美幌町の農業生産高100億から110億で推移していますけれども、5億から七、八億は美幌町に畑がありながら町外の収入額という形でカウ

ントされていると思うのですけれども、それは合っていますか。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島学君） 町外所有者の土地改良事業の負担金の問題でございますけれども、町外の方が町内に土地を所有して、土地改良事業をやった場合の負担金については、町外の方は別にその地元自治体のほうからいただいております、負担金として。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 大変、失礼しました。土地改良事業のほうにつきましては、経済部のほうでの答弁でございますので、大変申しわけございませんでした。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それでは、何を聞いているのかなという方もいますけれども、美幌町の農業生産高をいかに上げるかで美幌町の多くの商業者、産業者のお金が回りますので、今以上に美幌町にお金を回すためには、いい農業経営してもらうのが今一番可能な話ということで僕は質問しているのです。

たまたま、この回答の中にも第3条による売買で56ヘクタールと書いていますけれども、この3条で町外者が所有して、今のあっせん等を考えれば、美幌町内の方も十分にその畑買ったのかなと思うのですけれども、この五十何ヘクタールが3条により町外者が所有してしまったという部分について、何か大きな不都合があったのかどうか、理由というのですか、本来は町内の人が買えるべきだったのだけれども何かあつただとか、事由があつて町内の人が買えなかったとか、ちょっとその辺、何かありましたら。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 本来、農地を売りに出す場合につきましては、委員会のほうに御相談いただきましてあっせんという形が90%以上、99%近いぐらい

のことなのですけれども、この57ヘクタールの3条につきましては出し手が、その受け手さんと昔からつき合いがあったとか、そばに別の農地を持っているだとか、その買い手が出したい、今回、3条で契約をしたそばに農地を持っていて、この人、離農して農地出すから私に売ってくれというような形で委員会よりも先にそっちのほうで話を進めてしまうとかということ、そういうことで買い手さんが売り手さんに対してアプローチをかけて3条で買ってしまおうというのが、この場合の57ヘクタールの実情です。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 3条の場合、たしか許可基準等がありまして、1から5まで大体基準があるのですけれども、この基準値ということで、地域との調和条件なのですけれども、当然この3条の方は、この地域との調和条件に合意があったということで確認してよろしいですか。

○議長（古舘繁夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） そのとおりです。

地域との調和もとれるということで3条の許可は出しています。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 決して農地が有効利用されるので、農地そのものの転売について僕は大きく問題はないかなと思うのですけれども、先ほど言ったとおり取り巻く情勢がいろいろな形で、TPPの話題があったりだとか、いろいろな部分が出てきますけれども、僕は農業委員会からもしっかりとして、その美幌町の農業基盤をどう守るかという中で生産効率が少しでも保てる畑についてはしっかりと美幌町が、農業委員会が守るべきという気持ちがあるのです。

なおかつ、買われた農家さんもたまたま近隣の農家さんかなと思うのですけれども、津別町であろうが大空町であろうが、同じ地続きの地域でありますので、両サイドの町と仲

よくするというよりは、両サイドの農家さん方の収入もあれば、隣町からの収入も入ってくると考えれば、決して僕はそれをとがめるだとかはないのです。

ただ、美幌町の立場を考えた場合、少しでも農業効率、生産効率を保てる畑を使って本当に収益高が上がるいい農業体を美幌町はつくるべきと考えますと、農業委員会の農地売買についての本当に権限と責任が大きいのかなと思いますので、今回、ちょっとわからないことが多かったので聞いてみた次第なのです。

時間にもなりますので、最後にもし農業委員長の見解があればちょっと聞きたいなと思ったことがあります、実はことし多分、建議書の時期かなと思ひまして、前回、たまたまこの中に書いてあるのは土地の基盤整備だとか、しっかり書いてまして、あとは未来の農村を支える担い手対策ということでしっかりとした農業後継者をつくろうと書いています。

僕は今回、この土地の保有についても、売買についても相当必要なものという形で質問しているのですけれども、今回、この建議書の中で土地改良事業も美幌町のほうもしっかり取り組んでいるし、担い手配偶者対策、これにつきましても僕も会議所青年部時代からお見合いパーティーやっているのですけれども、今現在、農業委員会で抱えているこの建議書を出すためではなくてもいいのですけれども、今の土地の保有の関係だとか、売買含めて今、農業委員会でこの建議書に向けて何か懸案事項で何か答えられるものがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 鈴木農業委員会会長。

○農業委員会会長（鈴木幸往君） ただいまの御質問ですけれども、建議要望についてお答えをしたいと思います。

農業委員会が行う建議要望につきましても、委員会は農業者または農村の代表機関で

ある立場から、本町の農業の将来に希望と自信が持て、安心できる農政の推進を図っていくためにも、また町に対し実効性のある政策の提案を行ってまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ぜひ、今後、美幌町の農業の未来をつくるために建議書におきまして、農業委員会のほうはしっかりとした対応を行ってくれることを期待しまして、きょうの質問を終わります。

○議長（古館繁夫君） 以上で、6番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は、散会します。

午後 3時48分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員